医 療保 険 制度の適 正かつ効率的な運営を図るための 健康保険法等の一 部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)

第 一条 健 康保険法 (大正十一年法律第七十号) の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十条」の下に「―第百五十条の十」を加える。

第三条第七 項 中 「次に掲げる者」 の 下 に 「で、 日 本 国 内 に 住 所を有するもの 又 は 外国にお **\ て留学をす

る学生 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 日 本 国 内 に 住 所を有しな 7 が 渡 航 目 的 そ 0 他 0 事 情 を考慮 L て 日 本国 内に生 活 \mathcal{O} 基 礎 が あ

ると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの」 を加え、 同項ただし書中 「ある者」の下に 「その

他この 法律 の適用を除外すべ き特 別の理・ 由がある者として厚生労働省令で定める者」 を加える。

第七十七 条 \mathcal{O} 見出 しを _ (療養 の給付に要する費用 \mathcal{O} 額 の定めに関する厚生労働大臣 . (T) 調 查 _ に改め

同条に次の二項を加える。

2 定 め 厚生労働 を適 正 大臣 なものとするため、 は 保険 医 療機 必要なる 関 のうち病院 調 査を行うものとする。 であ って厚生労働省令で定めるも のに関 する前条第二 一項の

3 前 項に規定する病院は、 同項 \mathcal{O} 調査に資するため、 当該病院に入院する患者に提供する医療の内容そ

 \mathcal{O} 他 の厚生労働大臣が定める情報 (第百五十条の二第一 項及び第百五十条の三において 「診療等関連情

報」という。)を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第百 五十条に見出しとして「(保健事業及び福 祉 事 業)」を付し、 同条第二項中 「第十六条第二項の情

報 を 「第十六条第 項に規定す る医療保険等関連情報」 に改め、 第六章中 同 条 \mathcal{O} 次に次の 九条を加える。

玉 民 保 健 \mathcal{O} 向 上 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 匿 名 診 療等 関 連 情報 \mathcal{O} 利 用 又 は 提 供

第百 五. 十条 の 二 厚生 一労働大 臣 は、 玉 民 保 健 0 向上に資するため、 匿名診 療等問 関 連情 報 (診 療等 関 連

情報

に 係 る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者 (次条において「本人」という。 を識別する

こと及びその作成に用いる診療等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で

定め る基準に従 1 加 工した診療等関連情 報をいう。 以下同じ。) を利用し、 又は厚生労働省令で定める

ところによ り、 次 の各号に掲げ る者であって、 匿 名診 |療等関 連 情 報 \mathcal{O} 提 供 を受けて行うことについ て 相

当 の 公益性を有すると認 められる業務としてそれぞれ当該 各号に定めるもの を行うものに提供 すること

ができる。

玉 \mathcal{O} 他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案

に関する調査

大学その他 の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、 診断及び治療の方法に関する研究その他の

公衆衛生の向上及び増進に関する研究

民間事業者その 他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働

省令で定める業務 (特· 定 \mathcal{O} 商 品品 又は役務の広告又は宣伝に利 用するために行うものを除く。)

社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

2

厚生労働

大臣

は

前項

 \mathcal{O}

規定により匿

名診療等

関

連情報

報を提供しようとする場合には、

あらかじめ、

(照合等の禁止)

第百五十条の三 前条第一項の規定により匿名診療等関連情報の提供を受け、 これを利用する者 (以下「

匿 名診療等関連情 報利用者」という。)は、 匿名診療等関連 信 一報を取り扱うに当たっては、 当該匿 名診

療等関 連 情 報 の作 一成に用 7 られた診療等関連情報に係る本人を識別するために、 当 該 診療等! 関 連 情 報 カ

5 削 除 され た記述等 (文書、 図画 若 しく 、は電磁 的 記録 電電 磁的 方式 (電子的方式、 磁 気的 方式 その 他 人

 \mathcal{O} 知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、 若し

< は記録され、 又は音声、 動作その他 の方法を用いて表された一 切の事項をいう。) 若しくは匿名診療

等関 連情 報 の作 成 に用いら れ た加工の方法に関する情報を取得し、 又は当該匿名診療等関連情報を他 . (T)

情報と照合してはならない。

(消去)

第百 五. 十条 O兀 匿 名診療等関連 情報利 用者は、 提供を受けた匿 名診療等関 連情報 を利用す る必要がなく

なっ たときは 遅滞なく、 当該 匿 l名診. 療等 関 連 情 報 を消・ 去 L な げ れ ば なら な

(安全管理措置)

第百五十条 \mathcal{O} 五 匿名診療等関連情報利用者は、 匿名診療等関連情報の漏えい、 滅失又は毀損の防止その

他 0 当 該 匿 名診療等 関 |連情 報 \mathcal{O} 安全管理のために必要か つ適切なものとして厚生労働省令で定める措置

を講じなければならない。

(利用者の義務)

第百 五. + 条 \bigcirc 六 匿 名 診 療等関連 情 報利用者又は匿名診 療等関 連 情 報利 用 者で あ 0 た者は、 匿 名 診 療等関

連 情 報 \mathcal{O} 利用に関 して知り得た匿名診療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に

利用してはならない。

(立入検査等)

第百五十条の七 厚生労働大臣は、 この章の規定の施行に必要な限度において、 匿名診療等関連情報利用

者 (国 の他の行政機関を除く。 以下この項及び次条にお いて同じ。) に対し報告若しくは帳 簿 書類 の提

出若しくは提示を命じ、 又は当 |該職| 員に匿 名診療等関 連情報利 用者 の事 務 所そ の他 \mathcal{O} 事業所に立 ち入っ

7 関 係者に質問させ、 若しくは帳 簿書 1類その 他 0 物 件を検査させることができる。

2 第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、 同条第三項の規定は前項の

規定による権限について、それぞれ準用する。

(是正命令)

第百五十条の八 厚生労働大臣 は、 匿名診療等関連情報利用者が第百五十条の三から第百五十条の六まで

 \mathcal{O} 規定に違反してい ると認めるときは、 その者に対し、 当該違反を是正するため必要な措置をとるべき

ことを命ずることができる。

(基金等への委託)

第百五十条の九 厚生労働大臣は、 第七十七条第二項に規定する調査及び第百五十条の二第一項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に

よる利用又は提供に係る事務の全部又は 一部を基金又は国保連合会その他厚生労働省令で定める者 次

条において「基金等」という。)に委託することができる。

(手数料)

第百五十条 0 + 匿名診療等関連情報利用者は、 実費を勘案して政令で定める額 の手数料を国 (前 条 の規

定により 厚生労働大臣 上から 0 委託を受けて、 基金: 等が第百五十条の二第 項 \mathcal{O} 規定に よる匿 名診療等関

連 情 報の提供に係る事務 の全部を行う場合にあっては、 基金等)に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、 前項 の手数料を納めようとする者が都道府県その他 \mathcal{O} 国民保健の 向上のために特に

重 一要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、 政令で定めるところにより、 当該手数料を

減額し、又は免除することができる。

3 第 項 \mathcal{O} 規定に より基な 金等に納 めら れた手数料は、 基金等の収入とする。

第二百七条の二の次に次の一条を加える。

第二百七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処

し、又はこれを併科する。

第百五十条の六の規定に違反して、 匿名診療等関連情報の利用に関して知り得た匿名診療等関連情

又は不当な目的に利用した者

二 第百五十条の八の規定による命令に違反した者

報

の内容をみだりに他人に知らせ、

第二百十三条の二中第二号を第三号とし、 第一号を第二号とし、 同号の前に次の一号を加える。

第百

五.

十条

の七

第一

項の規定による報告若しくは帳簿書

類

 \mathcal{O}

提出若

しくは提示をせず、

若しくは虚

偽 の報告若しくは虚偽 の帳簿書類の提出若しくは提示をし、 又は同項の規定による当該職 員 \mathcal{O} 質問に

対して、 答弁をせず、 若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、 妨げ、 若し

くは忌避した者

第二百十三条の二の次に次の一条を加える。

第二百十三条の三 第二百七条の三の 罪 は、 日 本 国外にお いて同条の罪を犯した者にも適 用する。

第二百十四条第一 項中「関して」の下に 第二百七条の三」を加え、 「前条」を「第二百十三条の二

に改める。

第三条に次の三項を加える。

11 この法律において 「保険者番号」とは、 厚生労働大臣が健康保険事業において保険者を識別するため

 \mathcal{O} 番号として、保険者ごとに定めるものをいう。

12

この法律に

におい

て

「被保険者等記号・

番号」とは、

保険者が被保険者又は被扶養者の資格を管理する

ため 0 記号、 番号そ の他の符号として、 被保険者又は被扶養者ごとに定めるも のをい う。

13 この法律において「電子資格確認」とは、 保険 医 療機関等 (第六十三条第三項各号に掲げる病院若

くは診療所又は薬局をいう。 以下同じ。) から療養を受けようとする者又は第八十八条第一項に規定す

る指定訪問 看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、 保険者に対し、 個 人番

号力 ド (行政手 続にお ける特 :定の個: 人を識別するため の番号の 利用等に関する法律 (平成二十五 年法

律第二十七号)第二条第七 項に規定す る個 人番号力 ド をいう。 に記 録され た利 用 者 証 明 用 電 子 証 明

書 (電子署名等に係る地方公共 団 体情 報シ ステ ム 機 構 \mathcal{O} 認 証 業務に関す る法律 伞 .成 十四四 年 法 律第 百 五.

十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法により、 被保

険者又は被扶養者 の資格に係る情報 (保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。) の照会を行い

電子情報 報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、 保険者から回答を

受けて当該 情報を当該保険医療機関等又は指定訪問 看護事業者に提供し、 当該保険医療機関等又は指定

訪問 看護 事業者か こら被保証 険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

第六十三条第三項中 「から」 の 下 に 電子資格 確 認その 他 厚生労働省令で定める方法 (以 下 「電子資

格 確認等」という。) により、 被保険者であることの 確認を受け、 同 項 \mathcal{O} 給付を」 を加 ええる。 でえる。

第八十五条第一項中「。 以下この条において同じ」を削り、

「から」の下に

一、

電子資格

確

認等により

被保険者であることの確認を受け、」 を加え、 同条第五項中「が第六十三条第三項第一号」 を (特定

長期入院被保険者を除く。 以下この条において同じ。)が第六十三条第三項第一 号 に改める。

第八十五 条の二第 項 中 「から」の下に 一、 電子資格確認等により、 被保険者であることの確認を受け

を加 え

第八十六条第 一項中 「第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診 療所又は薬局 (以 下 「保険医 療機

関等」 と総称する。)」 を 「保険医療機関等」に改め、 「から」の下に 電子資格確認等により、 被保

険者であることの確認を受け」を加える。

第八十八条第三項中「から」 の下に、、 電子資格確認等により、 被保険者であることの確認を受け、 当

該指定訪問看護を」を加える。

第百 五十条の二第二 一項 中 「前項」 を 「 第 一 項」に改め、 同項を同条第三項とし、 同条第一 項の次に次の

一項を加える。

2 厚生労働 大臣は、 前項の規定による利用又は提供を行う場合には、 当該匿名診療等関連情 報を高い 齢者

 \mathcal{O} 医 |療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報、 介護保険法第 百 +

八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用

Ļ 又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

第百九十四条の次に次の二条を加える。

(被保険者等記号・番号等の利用制限等)

第百 九 十四条 が の 二 厚生労働 大臣、 保 険 者、 保険 医療機関等、 指定訪問 看護事業者その 他の健 康保険事業

又は当該事業に関連する事務の遂行のため保険者番号及び被保険者等記号・番号(以下この条にお **,** \ 7

対しても、 1 て 一被保険者等記号・番号等」という。) 「厚生労働大臣等」という。)は、 その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならな を利用する者として厚生労働省令で定める者(以下この条にお 当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何 人に

2 番 厚生労働大臣等以外の者は、 号等 0 利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除 健康保険事業又は当該 事業に関連する事務の遂 き、 何 行 人に対しても、 \mathcal{O} ため被保 険者等記号 その者又

\ \ \

はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 その 何 人も、 他の契約 次に掲げる場合を除き、 (以下この項において その者が業として行う行為に関し、 「契約」という。) の申込みをしようとする者若しくは その者に対し売買、 貸 借 、 申込みをす 雇用

る者又はその者と契約 \mathcal{O} 締結をした者に対し、 当該者又は当該者以外の者に係る被保険者等記号・ 番号

等を告知することを求めてはならない。

厚生労働大臣等が、 第一項に規定する場合に、 被保険者等記号・番号等を告知することを求めると

き。

- 厚生労働大臣等以外の者が、 前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、 被保険者等記号・番号
- 等を告知することを求めるとき。
- 4 何人も、 次に掲げる場合を除き、 業として、 被保険者等記号・番号等の記録されたデータベース(そ
- の者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を含む情報の集合物であって、 それら の情報を電 子計算機
- を用 いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)であって、 当該デー タベ スに
- 記録された情報が他に提供されることが予定されているもの (以下この項において「提供データベ] ス
- 」という。)を構成してはならない。
- 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。
- 厚生労働大臣等以外の者が、 第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、 提供データベースを
- 構成するとき。
- 5 厚生労働 大臣は、 前二項の規定に違反する行為が行われた場合にお いて、 当該行為をした者が更に反
- 復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、 当該行為をした者に対し、 当
- 該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずる

ことを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、 期

限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第百九十四 |条の三 厚生労働大臣 は、 前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認める

ときは、 その 必要と認めら れる範囲内にお いて、 同条第三項若しくは第 匹 項の 規定に違反してい ると認

めるに足りる相当の理由がある者に対し、 必要な事項に関し報告を求め、 又は当該職員に当該者の事務

所若しくは事業所に立ち入って質問させ、 若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第七条の三十八第二項の規定 は前項の規定による質問又は検査について、 同条第三項の規定は前 項の

規定による権限について、それぞれ準用する。

第二百 五. 条の 四第 項第三号中 「支給」 の下に \neg 第六章の規定による保健事業及び福祉事業の実施

を加え、同条の次に次の一条を加える。

(関係者の連携及び協力)

第二百五条の五 国 協会及び健康保険組合並びに保険医療機関等その他 の関係者は、 電子資格確認の仕

組 みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、 医療保険各法等 (高: 證齡者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O}

確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。

0 規定により行 わ れ る事務が 円滑に実施されるよう、 相互に連携を図 り ながら協力するものとする。

第二百七条の三の次に次の一条を加える。

第二百七条 0 兀 第百 九 十四四 条の二第六項の 規定による命令に違反した者は、 年以下の懲役又は五十万

円以下の罰金に処する。

第二百十三条の三を第二百十三条の四とし、第二百十三条の二の次に次の一条を加える。

第二百十三条の三 正当な理由がなくて第百九十四条の三第一項の 規定による報告をせず、 若しくは虚偽

 \mathcal{O} 報告をし、 又は 同 .項の 規 定による当該職 員 \mathcal{O} 質問 に対して、 正当な理 由 がなくて答弁をせず、 若 しく

は 虚 偽 の答弁をし、 若し Š は 正当な理 由 が なくて同 項の規定による検査 を拒み、 妨げ、 若しくは忌避し

た者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百十四条第一項中 第二百八条又は」を「から第二百八条まで、」に改め、 「第二百十三条の二

」の下に「又は第二百十三条の三」を加える。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第三条 高齢者の医療 の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号) の一部を次のように改正する。

目次中 「保健事業 (第百二十五条) を 「高齢者保健事業 (第百二十五条―第百二十五条の四)」に、

「保健事業等に関する援助等」 を 「高 齢 者保健事業等に関する援助等」 に改 がめる。

第百 几 [条第三 一項中 「保健事 · 業 」 を 「第百二十五条第一 項に規定する高 齢 者保健事 業及び同条第五項に規

定する事業」に改める。

第四章第五節の節名を次のように改める。

第五節 高齢者保健事業

第百二十五条に見出しとして「(高齢 者保健事業)」 を付し、 同条第 項中 「事業」 の 下 に (以下「

高 齢 者保健 事 業」という。)」 を加え、 同条第二 一項中 「前項 に規定する事 業 を 「高 齢 者保 健 事 業 に改

め、 同 条第三 項中 「 第 一項に規定する事 業 を 「高 齢 者保健 事 業 に改め、 「介護保険 法第百· 十五 条 \mathcal{O} 兀

十五第一 項及び第二項の規定により地域支援事業を行う」を削り、 「図るものとする」を「図るとともに

状況に応じたきめ細 高 齢 者の・ 身体的、 カン 精 神的 なものとするため、 及び社会的な特性を踏まえ、 市 町村との連 携 高齢 の下に、 者保健事業を効果的 市町 村 が 実施 する国民健 かつ効率的 康 で被保険者 保険 法 第八 \mathcal{O}

十二条第三項に に規定す る高齢者の 心身の 特性に応じ た事 業 (次条第 項に お 7 --国 民健 康 保 険 保健 事業

という。 及び介護 保険法第百 + 五. 条 \mathcal{O} 匹 + 五. 第 項 かか ら第三項 までに 規 定する る地 域 支援 事 業 次 条 第

項 Ê お 1 7 地 域 支援 事 業 とい う。 と — 体 的 に 実 施 するも \mathcal{O} とする」 に改 め、 同 条 第 六 項 中 前 項

を 第 六 項 に 改 め、 健 康 診 查等的 指 針 \mathcal{O} 下 に 玉 民 健 康 保 険 法 第 八 +-条第 九 項 に 規 定す る 指 針

高 齢 i 者保健: 事 業 に改 め、 同項を 同条第六項とし、 同 項 \mathcal{O} 次に次の一 項を加える。

を加え、

同

項を同り

条第八項とし、

同

条第五

項中

被保

険者

 \mathcal{O}

健

康

 \mathcal{O}

保

持

増進

0

た

めに

必要な事業」

を

7 前 項 0 指 針に、 お 1 ては、 次に 掲げ る事 項を定 8 るも 0

高 齢 者 保 健 事 業 \mathcal{O} 効果: 的 か 0 効率: 的 な 実 施 に 関 す ,る基本: 的 事 項

高 齢 者 保 健 事 業 \mathcal{O} 効 果 的 か 0 効 率 的 な 実 施 に 向 け た 後 期 高 齢 者 医 療広 域連合及び 次条第 項 前 段 \mathcal{O}

規定 に ょ り 委託 を受け た 市 町 村 が 行う 取 組 に 関 す Ź 事 項

三 高 齢 者保健事 業の効果的 か つ効率的な実施に向 けた後期高齢者医療広域連合及び次条第 項前段の

規定により委託を受けた市 町村に対する支援に関する事項

兀 高 齢 者保健事業の効果的 かつ効率的な実施に向 けた後期高齢者医療広域連合と市町村との連携に関

する事 項

五. 高 齢 者 保健事業 業 \mathcal{O} 効果的 か 0)効率: 的 ごな実施に に向 け た後期 高 齢者医療広 域連合と地域 の関係機関及び

関 係 寸 体 との 連 携 K 関 す る事 項

六

そ

 \mathcal{O}

他

高

齢

者

保

健

事

業

 \mathcal{O}

効

果

的

か

0

効率

的

な

実

施

に向

けて配

慮すべ

き事

項

第百二十 五条中第四 項を第五項とし、 第三 項の次に次の一 項を加える。

4 後期 高 齢者医療広域連合は、 高齢者保健事業を行うに当たつては、 効果的 かつ効率的で被保険者 5の状

況に応じたきめ細 か な高温 齢 者保: 健 事 業 の実施が 推 進されるよう、 地方自 治法第二百 九 + 条 \mathcal{O} 七に 規 定

する広ば 域 計 画 (次条第 項に お 1 て 広 域 計 画 という。)に、 後期 高 齢 者医療広域連合に お ける市 町

村との 連 携に 関 す る 事 項 を定め るよう努め なけ れ ば ならない

第四 章 第 五. 節中第一 百 二十 五 条の 次に次 の三条を加える。

高 一齢者保健事業の市 町村 へ の 委託)

第百二十五条の二 後期高 齢者医 療広域連合は、 当該 後期高齢者医療広域連合の広域計 画 に基づき、 高 齢

者保健事 業の一部 に つい て、 当 該 (後期高齢者医療広域連合に加入する市 町村に対し、 その 実施を委 託 す

ることができるも のとし、 当該委託を受けた市 町村は、 被保険者に対する高齢者保健 事業 0 効果的 カン 0

効率的^x な実施を図 る 観点 から、 その 実 施 に 関 Ļ 玉 民 健 康 保険保健事 業 及び 地 域支援 事業と \mathcal{O} 体 的 な

実施 \mathcal{O} 在 り 方を含 む 基 本 的 な方 針 を定 8 るも のとする。 この場合 12 お 1 て、 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 は

当 該 委託 を受け た市 町村 に . 対 Ļ 委託 L た高 齢 者 保 健 事 業 0 実 施 に 必 要なが 範 囲 内 に お 1 て、 自ら が 保

有する被保険者に係る療養に関する情 報又は健康診査若 しく は 保健指導に関する記録の写し そ 0 他 高 齢

者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるも Ō を提供 す

ることができる。

2 前 項 前 段 \mathcal{O} 規定 に より 委託を受けた市 町 村 \mathcal{O} 職 員 又 人は職員 であった者 は、 高齢 者保健事業 の実施 に関

L 7 知 り 得 た 個 人 \mathcal{O} 秘 密 を 正 当 な 理 由 が なく漏 5 L て は ならな

(高 齢 者 保 健 事 業 12 関 す る 情 報 \mathcal{O} 提 供

第百二十五条の三 後期高 · 齢者医 療広域連合は、 被保険者ごとの身体的、 精神的及び社会的な状態の 整 理

護に ため 報 よる 及び分析を行 記 あ を 録 ると認めるときは、 に必要な情報として厚生労働省令で定めるも 療 の写 関 1 う。 養 する情 に Ĺ 若 関 以 報等 下こ しく V. す Ź 0 情 は 被保険者に対する高齢者保健事業の (当該被保険者に係 条及び 報 特 定 市 又 は 健 町村及び 次条に 康診 介 護 査若 保 他の後期高 険 お 法 しく 1 7 \mathcal{O} る療養に関する情 は 同 規 特定保持 定に r. 齢 者 ょ そ る保 0 健 医 |療広域| 0) $\overline{\mathcal{O}}$ 指 効果的 導 提供を求めることができる。 健 他 に関 医 報若しく 高 齢 療 連合に対し、 かつ 者 する記録 サ 保 は健 効率的 健 ピ 事 ス 若 業 \mathcal{O} 康 にな実施が を効果 写 診 当該被保険者に係る医 l Š 査若 Ļ 果 は 的 しく を図る観点か 福 玉 民 か 祉 は 健 サ 0 保 効率: 康 健 ピ 保 的 険 指 ス 導に関 5 に に 法 療及 実 関 \mathcal{O} 規 必要が 施 す 定に び介 す る す Ź 情 る

2 齢 市 12 け 者 対 町 た場合であつて、 市 八する 村 保 町 村は、 健 及 事 Ţ 高 業 後 齢 前条第 を効 期 者 保 高 果 健 齢 被保 的 者 事 項前 業 カゝ 医 療 険 0 \mathcal{O} 効率 効果 広域 者ごとの身 段の規定により、 的 的に実施するために必要な情報として厚生労働 連 合 か に 0 体的、 対 効 率 Ļ 的 当 な実 精 後期 該 神 被 高 施 的 保 を 及び 齢 者 険 义 者 社会的 る 医療広域 観 に 係 点 な状 でる医 か ダ連合が. ら、 療 態 及 必 \mathcal{O} 整理 び 要が 行う高 介護 及び あ ると認 に関 齢 省令で定め 分析 者保健事 す を行 る情 め るときは、 るも 業 報 等 0 委託 そ 0 被保 0 \mathcal{O} を受 提 他 険 他 者 供 高 \mathcal{O}

を求

めることができる。

3 前二 一項の 規定により、 情 報又 人は記録 の写しの提供を求めら れた市町村及び後期高齢者医療広域連合は

厚生労働省令で定めるところにより、 当該 情 報 又は 記 録 の写しを提供しなければならな

4 前 条第一 項前段 0 規定により委託を受けた市 町 対は、 効果的 カン つ効率 的で被保険者 の状況 に応じたき

8 細 か な 高 齢 者保 健 事 業を実施するため、 前項 0 規定に より提供 を受け た情 報 又は 記 録 0 写 L に加 え、

自 5 が 保 有 す っる当該: 被保証 険 者 E 係 る特 定 健 康 診 査 若 L Š は 特 定保 健指 導 12 関 す る 記 録、 玉 民 健 康 保 険法

 \mathcal{O} 規 定に ょ る療養 に 関 す る 情 報 又 は 介 護 保 険 法 \mathcal{O} 規定による保健医療 サ ビス若しくは 福 祉 サ] ピ スに

関する情報を併せて活用することができる。

(高齢者保健事業の関係機関又は関係団体への委託)

第百二十五 条 \mathcal{O} 兀 後 期 高 齢 者 医 療広域 連合は、 高 齢 者保健事 業 の 一 部について、 高 B 齢者保 は 健事 業を適思 切

か 0 確 実 12 実施することができると認 め 5 ħ る関 係 機 関 又 は 関 係 寸 体 (都道 府 県 及び 市 町 村 を除く。 以

下こ \mathcal{O} 条 に お いて同じ。) に対 Ų その 実施を委託することができる。 こ の 場 合に お 1 て、 後 期 高 齢 者

医 療 広域 連 合 は、 当該 委 託 を受け た関 係 機 関 又は 関 係団: 体 に 対 Ų 委託 L た 高 記 齢 者 保 健 事 業 \mathcal{O} 実 施 に 必

要な範囲内において、 自らが保有する、 又は前条第三項の規定により提供を受けた被保険者に係る医療

及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として

厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

2 第百二十五条の二第一項前段の規定により委託を受けた市町村は、 当該委託を受けた高齢者保健事業

 \mathcal{O} 部について、 高 齢 者保健事業を適 切 か つ確実に実施することができると認められる関係 機 翼又 は関

係 団 |体に対 Ļ その実施を委託することができる。 この場合において、 市 町 村 は、 当該 委託 を受け た関

係機 関 又は 関係団 |体に対 Ļ 委託 した高い [齢者保証 健 事 業の 実施に必要な範 囲 内 に お , , て、 自 5 が 保有 する

又は同項後段若しくは前条第三項の規定により提供を受けた被保険者に係る医療及び介護に関する情

報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定め

るものを提供することができる。

3 第 項前段又は 前 頭前段 の規定により委託を受けた関係機関又は関係 団体の役員若しくは 職 員又はこ

れ 5 \mathcal{O} 職 に あ つた者が は、 高 齢 者保健工 事 ·業 の 実施 に関 して知り得た個人の秘密を正当な理由 がなく漏らし

てはならない。

第四章第八節の節名を次のように改める。

第八節 高齢者保健事業等に関する援助等

五. 保連合会に 保連合会及び指定法人」に、 項」 第百三十一条の見出しを に、 お 「保健事業等」 V 7 は 後期 を 高 齢 「高 (高齢者保健事業等に関する援助等)」に改め、 「第百二十五条第一項及び第四項」 者 齢者保健事業等」 医 療 広域 連合と当該 に改め、 後 期 高 齢 者 後期高齢者 を 医 療 「高齢者保健事業及び第百二十五条第 広 域 医 連合から第百二十五 療広域連合間」 同条中「指定法人」を 0 条 下 に *(*) 第 (国 国

の下に 項前 段 0) 規定に [者保健事業等の実施状況の分析及び評価] より委託 を受け た 市 町 村 との 間 及び当該 **多**話 を受けた市 町 村間を含む。) を、 「提供

を加える。

第百三十二条中 「指定法人」 を 「国保連合会及び指定法人」 に改める。

高

齢

第百 五十八条中 「保健事業」 を 「高 齢者保健事業及び第百二十五条第五 項に規定する事業」 に改める。

第百六十条の二中 「日とする」 の 下 に \neg 次項に、 お V て同じ」 を加え、 同 条に 次の一 項 でを加 える。

2 保 険 料 \mathcal{O} 賦 課決定 をし た後に、 被保 険者 \mathcal{O} 責 8 に帰することのできな 7 · 事 由 によつて被保 険 者 12 . 関 す

る医 合における保険料の額を減少させる賦課決定は、 療保 険 各法 (国 民 健 康保険法を除く。 と の 前項の規定にかかわらず、 間 に お け Ź 適 用 関係 \mathcal{O} 調 整を要することが 当該年度における最初 判 明 の保 た場

険 料 の納 期 の翌日から起算して二年を経過した日以後であつても、 当該年度における最初の保険料 . の 納

期 \mathcal{O} 翌日 から起算して調整に必要と認められる期間に相当する期間を経過する日まですることができる。

第百六十五 条の二第一項第一号中 「保健事業」 を 「高齢者保健事業」 に改める。

第百六十七条第一 項中 「第三十条」 の 下 に $\overline{\ }$ 第百二十五条の二第二項又は第百二十五条の四第三項」

を加える。

第四 条 高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確保に関する法律 \mathcal{O} 部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に改める。

第十六条第一項中 「情報」の下に「(以下「医療保険等関連情報」という。)」 を加え、 同条第二項中

前 項に規定する調 査及び分析に必要な情報」 を 「医療保険等関連情報」 に改め、 同条第三項 中 「 第 項

に規定する調 査及び分析に必要な情報」 を 医 療 保険等関連情 報 に改り め、 同 条 \mathcal{O} 次に次の七条を加える。

玉 民 保 健 \mathcal{O} 向 上 0) ため \mathcal{O} 匿 名 医 療保 険等関 連 情 報 \mathcal{O} 利 用 又は 提 供

第十六条の二 厚生労働 大臣 は、 国民保 健 \mathcal{O} 向上に資するため、 匿名医 療保険等関連 情報 <u>(</u>医 療保険等関

連 情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。 を識

別すること及びその作成に用いる医療保険等関連情報を復元することができないようにするために厚生

労働省令で定める基準に従い加工した医療保険等関連情報をいう。 以下同じ。) を利用し、 又は厚生労

働 省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる者であつて、 匿名医療保険等関連情報 の提供を受けて

行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるもの を行う

ものに提供することができる。

玉 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 行 政 機 関 及び 地方公共団体 適正 な保健医療サービスの提供に資する施策の企 画及び立案

に関する調査

大学その 他 の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、 診断及び治療の方法に関する研究その他の

公衆衛生の向上及び増進に関する研究

民間. 事 業者その 他 \mathcal{O} 厚生労働省令で定める者 医 **心療分野** O研究開 発に資する分析その 他 \mathcal{O} 厚生労働

省令で定め る業 務 (特定 \mathcal{O} 商 묘 又は役務 の広告又は宣伝 に 利 用 するため に行うもの を除く。

厚生労働 大臣 は 前 項 \mathcal{O} 規定に による利用 用 又は提供を行う場合に は、 当 該 匿 名 医療保 険 等 関 連 情 報 を介

2

護保険法第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるもの

と連結して利用し、 又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

3 厚生労働大臣は、 第一項の規定により匿名医療保険等関連情報を提供しようとする場合には、 あらか

じめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

(照合等の禁止)

第十六条の三 前条第 項の規定により匿名医 療保険等関連情報の提供を受け、 これを利用する者 (以 下

匿 名医 療 保 険等! 関 連 情 報 利 7用者」 という。 は、 匿名医療保険等関 連 情 報 を取り 扱うに当たつては、

当該匿名医療保険等関連情報の作成に用いられた医療保険等関連情報に係る本人を識別するために、 当

該医 |療保険等関連情報から削除された記述等 (文書、 図画若しくは電磁的 記録 (電磁的方式 (電子的方

式、 磁気的· 方式その他人の 知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られ る記録 を 1

う。 に記 載され、 若しく は記録され、 又は音 声、 動作その他の方法を用 いて表された一 切 \mathcal{O} 事 項 をい

う。 若し こくは匿り 名 医 療 保 険等関 連情 報 \mathcal{O} 作 成 に 用 7 5 れ た加 工 の方法に関する情報を取得 į 又は当

該匿名医療保険等関連情報を他の情報と照合してはならない。

(消去)

第十六条の四 匿名医療保険等関連情 報利用者は、 提供を受けた匿名医療保険等関連情報を利用する必要

がなくなつたときは、 遅滞 なく、 当該匿名医療保険等関連情報を消去しなければなら な

(安全管理措置)

第十六条の五 匿名 医 療保険等関 連情報利 用者は、 匿名医療保険等関連情 報の 漏 えい、 滅失又は毀損 の防

止 そ \mathcal{O} 他 0 当 該 匿 名 医 療 保 険等 関 連情 報 \mathcal{O} 安全管理 理 $\overline{\mathcal{O}}$ ため に必 要か つ適 切 パなも のとし て厚生労働 省 令 で

定める措置を講じなければならない。

(利用者の義務)

第十六条の六 匿名医療保険等関連情報利用者又は匿名医療保険等関連情報利用者であつた者は、 匿名医

療保証 険等 関 連情 報 \mathcal{O} 利 用 に 関して知り得た匿名医療保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、 又

は不当な目的に利用してはならない。

(立入検査等)

第十六条の七 厚生労働 大臣は、 この 節 0 規定の 施行 に必要な限度にお いて、 匿名医 療保険等関 達情 報利

用 者 (国の他の行政機関を除く。 以下この項及び次条において同じ。)に対し報告若しくは帳簿書 類 \mathcal{O}

提出若しくは提示を命じ、 又は当該職員に関係者に対して質問させ、 若しくは匿名医療保険等関連情報

利用者の事務所その他の事業所に立ち入り、 匿名医療保険等関連情報利用者の帳 簿書類その他の 物 件を

検査させることができる。

2 前 項 の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、 当該職員は、 その身分を示す証明書を携

帯 か 関係 人の 請 求があるときは、 これを提示 しなけ ħ ば ならな

3 第 項の規定に よる権間 限 は、 犯罪: 捜 査 0 ために ・認めら れたも 0 と解 釈してはならない。

(是正命令)

第十六条の八 厚生労働大臣は、 匿名医療保険等関連情報利用者が第十六条の三から第十六条の六までの

規定に違反していると認めるときは、 その者に対し、 当該違反を是正するため必要な措置をとるべきこ

とを命ずることができる。

第十七条中 「前条第 一項」 を 「第十六条第 項」 に改め、 「分析」の下に 「並びに第十六条 小の二第 項

の規定による利用又は 提供」 を、 事 務 \mathcal{O} の下に「全部又は」を加え、 「もの」を「者 (次条にお 1 7

「支払基金等」という。)」に改める。

第二章第一節中第十七条の次に次の一条を加える。

(手数料)

第十七条の二 匿名医療保険等関連情報利用者は、 実費を勘案して政令で定める額の手数料を国 (前条の

規定により 厚生労働大臣からの 委託を受けて、 支払基金等が第十六条の二第一 項の 規定による匿 名 医療

保険等関 連 情 報 0 提 供に係る ..る事 務の全部を行う場合にあつては、 支払基金等) に納 \Diamond なけ れ ば ならな

2 厚生労働 大臣は、 前項 \mathcal{O} 手数料を納めようとする者が都道府県その 他 \mathcal{O} 国民保健 0 向 上の ため にこ 特に

重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、 政令で定めるところにより、 当該手数料を

減額し、又は免除することができる。

3 第一項の規定により支払基金等に納 められた手数料は、 支払基金等の収入とする。

第六十一条第三項を次のように改める。

3 第十六条の七第二 項 \hat{O} 規 定は 前二項の規定による質問について、 同条第三項の規定は前二項の規定に

よる権限について、それぞれ準用する。

第六十一条第四項を削る。

第七十二条第二項中「第六十一条第三項」を「第十六条の七第二項」に、 「第六十一条第四項」を 「 第

十六条の七第三項」に、 「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第八十一条第二項中 「第六十一条第三項」を「第十六条の七第二項」に、 「同条第四項」を 同 条第三

項」に、 「準用する」 を 「それぞれ準用する」に改める。

第百二十五

条第二項中

「第十六条第二項

の情報」

を

医

|療保険等関連|

情 報

に改

8

第百三十四条第三項及び第百三十七条第三 一項中 「第六十一条第三 項」 を 「第十六条の 七第二項」に、

同条第四項」を 「同条第三項」に、 「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第百四十三条中 「掲げる業務」の下に「及び同条第二項に規定する業務」を加える。

第百 五十二条第二項中 「第六十一条第三項」を 「第十六条の七第二項」に、 同 条第四項」 を 「同条第

三項」に、 「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第百六十七条の 次に次の一 条を加 がえる。

第百六十七条の二 次の各号の ١ ر ずれかに該当する者は、 年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に

処し、 又はこれを併科する。

第十六条の六の規定に違反して、 匿名医療保険等関連情 報の利用に関して知り得た匿名医療保険等

関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者

二 第十六条の八の規定による命令に違反した者

第百六十八条に次の一項を加える。

3 第十六条の七第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定による報告若しくは帳簿書類 の提出若しくは提示をせず、 若しくは 虚 偽 \mathcal{O}

報告若 じく 、は虚偽 \mathcal{O} 帳 簿 書 [類の 提出若しく は提示をし、 又は 同 項の規定に よる質問に 対 して答弁をせず

若しくは虚偽の答弁をし、 若しくは同項の規定による立入検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避した者は

五十万円以下の罰金に処する。

第百六十九条の次に次の二条を加える。

第百六十九条 の 二 第百六十七条の二の罪は、 日本国 外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第百六十 九 条 の三 法人 (法人でない 社 団 又は 以 財 団 で代表者又は管理 人の 定め が あるもの (以下この 条に

お て 八格のな V 社団等」という。)を含む。 以下この項に お いて同じ。) の代表者 (人格 のな 1 社

団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業

務に関して、 第百六十七条の二又は第百六十八条第三項の違反行為をしたときは、 行為者を罰するほか

、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人 格 \mathcal{O} な 1 社 寸 等につい て前 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 が ある場合には、 その代 表者又は管 理人がそ \mathcal{O} 訴 訟行 為

につき当該 人 格 \mathcal{O} な 1 社 寸 等を代表す る ほ か、 法 人を被告人又は被疑者とする場 合 \mathcal{O} 刑 事 訴 訟に関する

法律の規定を準用する。

第 五. 条 高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確 保 に 関 す うる法律 \mathcal{O} 部を次 のように改 正 する。

第十六条の二第二項中 一 名 医 療保険等 関 連情 設報を」 の 下 に 「健康保険法第百五十条の二第一 項に規定

する匿名診療等関連情報及び」を加える。

第六十四 条第三項中 「に被保険 含者 証· を 提 出 して を ーか 5 電 子資格 確 認 (保 険 医 療 機関 等 か 5 療 養 を

受けようとする者又は 指定 訪 問 看 護 **哮事業者** カ ?ら第七. 十八条第 項に 規定す んる指式 定 訪 間 看 護を受けようとす

る者が 後期 高 齢 者 医 療広 域 連 合に 対対 Ļ 個 人番号力 K **行** 政 手 続 に お け る特 定 0) 個 人を 識 別 するため

 \mathcal{O} 番 号 \mathcal{O} 利 用 等 に関 す る法法 律 伞 -成二十 五 年 法 律第二十七号) 第二条第七 項 E 規 定す る 個 人 番 号 力 ド を

1 、 う。) に記 録された利用者証明 用電子 証 明書 (電子署名等に係る地方公共団体情報システム 機 構 \mathcal{O} 認 証

提供 り、 業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書 あることの確認を受け、 を含む。) をいう。 以下同じ。) 後期 当該 高 の照会を行い、 を送信する方法により、 齢者医療広域連合 保 その他厚生労働省令で定める方法 険 医 療 //機関等| 第一 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信 文は 項の給付を」に改め、 から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問 指定訪問 被保険者の資格に係る情報 看護事業者 (以 下 同項ただし書中 から被保険者であることの確 「電子資格 (保険給付に係る費用の請求に必要な情報 確認等」 「被保険者証を提出すること」を という。 の技術を利用する方法によ 認を受けることをいう。 により、 看 被保険者で 護事業者に 当

を受けない」に、 第七十七条第二項中 「被保険者 「被保険者証を提出しない」 証 を提出 L なか つた」 を を「電子資格確認等により被保険者であることの確認 「当該 確認を受けなかつた」 に改める。

該

確認を受けること」に改める。

証 を提出して」 第七十八条第三項中 を 「から、 「ときは」 電子資格確認等により、 の 下 に 厚生労働省令で定めるところにより」 被保険者であることの確認を受け、 を加え、 当該指定訪問 「に被保 看護 険者

を」に改める。

第八十二条第四項中 「被保険者資格証明書を提出しない」を「電子資格確認等により被保険者であるこ

との確認を受けない」に、 「被保険者資格証明書を提出しなかつた」を 「当該確認を受けなかつた」 に改

める。

第百四十五条第三項中 「各事務所」 を 「主たる事務所」 に改める。

第百六十一条の次に次の二条を加える。

(被保険者番号等の利用制限等)

第百六十一条の二 厚生労働大臣、 後期高齢者医療広域連合、 保険医療機関等、 指定訪問看護事業者その

他 の後期高齢者医療の事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等 (保険者番号 (厚

生労働大臣 「が後期で 高齢者 医療の事業にお ζ) て後期高齢者医療広域連合を識別するための番号として、 後

期高 齢 者医 療広域連合ごとに定めるものをいう。 及び被保険者番号 (後 期 高 齢 者医 療広域 連合が被保

険 者 の資格 を管理す るための番号として、 被保険者ごとに定めるものをいう。 をい . う。 以下この 条に

お 7 て同じ。 を利用する者として厚生労働省令で定める者 (以下この条におい 7 「厚生労 働 大臣 · 等 _

という。) は、 当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、 その者又はそ

の者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

2 者番号等 厚生労働大臣等以外の者は、 \dot{O} 利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、 後期高齢者医療 の事 業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険 何人に対しても、 その者又

はその者以 外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない

3 何 人も、 次に掲げ げる場合を除 き、 その者が業として行う行為に関 Ļ その者に対し売買、 貸借、 雇用

その 他の契約 (以下この項において 「契約」という。) の申込みをしようとする者若しくは申込みをす

る者又はその者と契約の締結をした者に対し、 当該者又は当該者以外の者に係る被保険者番号等を告知

することを求めてはならない。

厚生労働大臣等が、 第 一項に規定する場合に、 被保険者番号等を告知することを求めるとき。

厚生労働大臣等 以外の者 が、 前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、 被保険者番号等を告知

することを求めるとき。

4 何 人も、 次に掲げる場合を除き、 業として、 被保険者番号等の記録されたデータベース (その者 以外

 \mathcal{O} 者に係る被保険者番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索する

ことができるように体系的に構成したものをいう。)であつて、 当該データベースに記録された情報が

他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。 を 構

成してはならない。

厚生労働大臣等が、 第一項に規定する場合に、 提供データベースを構成するとき。

厚生労働大臣等以外の者が、 第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、 提供データベ ースを

構成するとき。

5 厚生労働大臣は、 前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反

復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、 当該行為をした者に対し、 当

該行為を中止することを勧告し、 又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずる

ことを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、 その者に対し、 期

限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第百六十一条の三 厚生労働大臣は、 前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認める

ときは、 その必要と認められる範囲内において、 同条第三項若しくは第四項の規定に違反してい くると認

めるに足りる相当の理由がある者に対し、 必要な事項に関し報告を求め、 又は当該職員に当該者の事務

所若しくは 事業所に立ち入つて質問させ、 若しく は帳簿書類その 他 の物件を検査させることができる。

2 第十六条の七第二 項 \mathcal{O} 規 定は 前項 の規定による質問又は 検査につい て、 同条第三項の規定は前項 の規

定による権限について、それぞれ準用する。

第百六十五条の二第一項第二号中 「徴収」の下に「、 第百二十五条第一 項の規定による高齢者保健事業

の実施」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(関係者の連携及び協力)

第百六十五条の三 玉 後期高齢 者医療広域連合及び保険医療機関等その他の 関係者は、 電子資格確 認 \mathcal{O}

仕 組 4 Ó 導入その 他 手続 にお け る情報 通 信 \mathcal{O} 技 術 の利 用 の推 進により、 医 療 保 険 各法及びこの法律 · の 規

定に より行 わ れる事 務が 円滑 に実施されるよう、 相互に連携を図りながら協力するものとする。

第百六十七条の二の次に次の一条を加える。

第百六十七条の三 第百六十一条の二第六項の規定による命令に違反した者は、 年以下の懲役又は五十

万円以下の罰金に処する。

第百六十九条に次の一号を加える。

正当な 理由がなく第百六十一条の三第一 項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、又

は 同 項 \mathcal{O} 規定による当該 職 員 \mathcal{O} · 質問 に対して、 正当な理由 がなく答弁せず、 若しくは虚 偽 の答弁をし

若 しくは正当な 5理由が なく 同 項の 規定による検査を拒 み、 妨げ、 若しくは忌避したとき。

第百六十九条の三第一項中 「又は第百六十八条第三項」を「、 第百六十七条の三、第百六十八条第三項

又は第百六十九条第三号」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第六条 社会保険診療 報酬支払基金法 (昭和二十三年法律第百二十九号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十四条)

第三章 業務(第十五条—第二十二条)

第四章 財務及び会計 (第二十三条—第二十七条)

第五章 監督 (第二十八条・第二十九条)

第六章 雑則 (第三十条・第三十一条)

第七章 罰則(第三十二条—第三十四条)

附則

第一条中「、 保険者が」を「保険者が」 に改め、 事 務」の下に「を行うこと並びに国民の保健医療の

向上及び福 祉 \mathcal{O} 増進に資する情報の収集、 整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する事 務」 を 加

え、同条の次に次の一条を加える。

第一 条 の 二 基 金 は、 診 療 報 酬 請 求書 \mathcal{O} 審 査に おける公正性及び 中 立性 \mathcal{O} 確 保 並 びに 診療報 酬 請 求 書 情 報

等 \mathcal{O} 分析等 (第 + 五 条第 項第八号に規定する業務をいう。) を通じた国民 \mathcal{O} 保健 医 療 \mathcal{O} 向 上 及 び 福 祉

0 増進、 情報通信 の技術の活用による業務運営の効率化の推進並びに業務運営における透明性の確保に

努めるとともに、 医療保険制度の安定的かつ効率的な運営に資するよう、 国民健康保険法 (昭和三十三

年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会と有機的に連携しつつ、

療担当者に対する診療報酬 の適正な請求に資する支援その他 (T) 取組を行うよう努めなければならない。

第十五条第 項 第 一 号 中 (昭 和三十三年法律第百九十二号)」 を削 り、 同項中第九号を第十号とし、

第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 診 療 報 酬 請 求 書 反 び 特 定 健 康 診 査 等 (高 齢 者 0 医 療 の確保に 関する法律第十八条第二項 第 号には 規

定する特定健康診査等をいう。) に関する記録に係る情報その 他 の国 民 0 保健医 |療の向・ 上及び福 祉 \mathcal{O}

増進に資する情 報の 収集、 整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する事務を行うこと。

第十二 五. 条第五項中 「 第 項第九号」 を「第一項第十号」 に改め、 同項を同条第六項とし、 同条第四 頃の

次に次の一項を加える。

5 基 金 は、 第 項第 八号に掲げ る業務 0 運 営に関する事 項を定めるに当たつては、 当該業務 に 関 L 専門

的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならない

第十六条第二項中 「同数を」を削り、 「委嘱する」の下に「ものとし、 その数は、 診療担当者を代表す

る者及び保険者を代表する者については、それぞれ同数とする」を加える。

第七条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中 従たる事務所を各都道府県に」 を削り り、 同条第二項を削る。

第五条第一 項 中 $\overline{\ }$ 従たる事務所及びその出張所」 を削り、 「その事務所又は出張所」 を 「主たる事務

所 に改め、 「若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出 張所」 を削 る。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条 理事長は、 理事又は職員のうちから、 基金の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為

をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十三条 削除

第十六条第 項中 「従たる事務所ごとに」を「定款の定めるところにより」に改め、 同条第二 一項中 幹

事長」を「理事長」に改める。

第十七条中 「従たる事 務 所 の幹事は」 を「理事は、 定款の定めるところにより」に改める。

第二十条中「、幹事」を削る。

第二十一条第二項後段を削る。

第二十五条第二項中「各事務所」を「主たる事務所」に改める。

第二十六条中「数」の下に 当該診療報酬請 求 · 書 の 審査 の内容その他 の当該費用を算出するに当たり

考慮すべき事項として厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第三十二条第二項中 「理事 若しくは」 を 「理事 又は」 に改め、 「又はその従たる事 務所若しくはその出

張所の幹事長若しくは幹事」を削る。

第三十四条第一項中 「理事若しくは」を 「理事又は」に改め、 「又はその従たる事務所若しくはその出

張所の幹事 長又は幹事」 を削り、 「基いて」を「基づいて」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第八条 玉 民 健 康 保険 法 (昭 和三十三年法律第百九十二号) の一部を次のように改正する。

第八十二条中第六項を第十項とし、 第三項から第五項までを四項ずつ繰り下げ、 第二項の次に次 $\widehat{\mathcal{O}}$)四項

を加える。

3 市 町村は、 第一項の規定により市町村が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業のうち、

第 地 高 域 齢 支援事業と一 者 項に規定する高 0 心 身の特性 体的 齢 に応じた事業を行うに当たつては、 者保: に実施するよう努め 健事 業及び介護保険法第百十五 るも 0 とする。 高 条 齢 0 者 四十五第 $\overline{\mathcal{O}}$ 医療 0 確保に関する法律第百二十五条 項から第三項までに規定する

5 4 保 第 法第百二十五条第 によ る後 きは か 健 前 市 0 る療養 項に 期 効 医 町 項 村 率 療 高 他 \mathcal{O} サ は 規 的 齢 規定する特定健 \mathcal{O} 定に に 市 12 者 ピ 関する情報 前項 実 医 町 施 ょ ス 療 村 り、 す 若 に 広 及 規定する るた 項に規定する健康 域 び L Š 情 連合 後 報 め は 康診査若 期 る高 高 を に 福 高 又は 必 齢 ζ`\ 祉 齢 う。 齢者 要な情 サ 者 記 者 Ì しくは 録 0 医 医 \mathcal{O} ピ 次 療 \mathcal{O} 写 診 療 心 報 ス 項 広 特定保証 とし 査 L に \mathcal{O} に 域 身 確保 0) 関する情 一若しく \mathcal{O} お 連 特 提 て厚 合 1 健指 て 性 供 に関する法律 (高 生労 に を求 は 同 報そ 保健指 導に ľ 応じた事業を行うに当たつて必要が 齢 働 \otimes 者 5 \mathcal{O} 関 省 \mathcal{O} 令 れ 他 導 に する記録 医 で定 に関い (T) 対 た 高 療 市 齢 規定による療養 Ļ \mathcal{O} する記 町 8 者 確 当該 る 村 の写 保 \mathcal{O} 心 及 ŧ に 記録の写 し又は び \mathcal{O} 身 被 関 保 \mathcal{O} す 後 \mathcal{O} 特 期 提 険 る 介護 性 者 法 高 供 し若しくは に関する情 を求 に 律 齢 に応じた に係るこ 保 第四 者 \dot{b} 険 医 あ 法 療 ることができる。 + 広 事 同 報 0) 八 ると認めると \mathcal{O} 域 業 規 法 若 法 条 ば連合は、 定に (を効 第 律 L に Š 規規 + \mathcal{O} 果的 よる 八条 は 定 規 同 定 す

6

市 町村 は、 第三項 (T) 規定により高 齢 者 \mathcal{O} 心身の特性に応じた事業を実施するため、 前 項 \mathcal{O} 規定により

提 供 を受けた情報又は 記 録 の写 しに加え、 自らが保有する当該被保険者に係る療養に 関す る情 報、 高 齢

者の 医 療 \mathcal{O} 確保に関 関する法律第十八条第 項に規定する特定健 康 診査若しくは特定保健指導に 関す る記

録 又 は 介護保険 法 の規定による保健 医 療サ ĺ ビス若しくは福 祉 サ ĺ ビスに関する情報を併 せ て活用する

ことができる。

第八十二条に次の二項を加える。

11 都道府 県は、 第 項 \mathcal{O} 規 定により市 町村及び組合が行う被保険者の健康の保持増 進 のために 必要な事

業に関して、 その適 切 か つ有効な実施を図るため、 当 該事 業 次の実施 のために必要な関係市 町 村 相 互. 間 \mathcal{O}

連 絡 調整、 専 消的, な技術 又は 知 識を有する者の派遣、 情 報 の提供その他 \mathcal{O} 必要な支援を行うよう努めな

ければならない。

12 都 渞 府 県は 第 項 0 規 定に ょ り市 町 |村が 行う被保 除者 の健 康 \mathcal{O} 保 持 増 進 \mathcal{O} ため に 必要な 事 業を支援

するため、 厚 生労 働 省令で定めるところにより、 当 該 都 道 府 県内 の市 町 村 に対 Ļ 当該 被保険 者に係る

次に掲げる情報の提供を求めることができる。

保険 医 療機関等が第四十五条第四項 (第五十二条第六項、 第五十二条の二第三項及び第五十三条第

三項 に お 7 て準用する場合を含む。)の規定により行つた請求及び指定訪問 看護事業者が第五十四条

の二第 九 項の規定により行つた請求その 他 の当該市 町村による保険給付の審 査及び支払に係る情 報

当該 市 町 ,村が、 そ \mathcal{O} 保 険給付 に関 する事 務を国 民 健 康保 険 寸 体連合会又は支 払基 金に委託 L た場 合に

あ 0 7 は 当該 委 託 され · た 事 務に関 玉 民 健 康 保 除団: 体連合会又は支払基 金が 保有、 す る情報 報を含む

° _

当該都道府県内の市町村による高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健

康診査に関する記録の写しその他厚生労働省令で定める情報

第八十六条中 「係るもの」 の 下 に 並 びに同条第三項から第六項まで、 第十一項及び第十二項」 を加え

る。

第 八十八 条第 項中 「それぞれ 同 数 *の* を削り、 同 条第二項中 「委嘱、 す Ś の 下 に ₹ 5 のとし、 そ の数

は、 保 険 医 及 び 保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員については、 それぞれ同数とする

を加える。

第百四条中「第三項」を「第七項」に改める。

第百十条の二中「日とする」の下に _0 次項において同じ」を加え、 同条に次の一項を加える。

2 保険料の賦課決定をした後に、 被保険者の責めに帰することのできない事由によつて被保険者に関す

る医 |療保険各法 健健 康保険法、 船員保険法、 国家公務員 (共済組合法、 地方公務員等共済組合法又は 私立

学校教 職 員 (共済法· をいう。 との 間 に お ける適 用 関係 \mathcal{O} 調 整を要することが 判 明 L た場合に お け る保険

料 \mathcal{O} 額を減少させる 賦 |課決定 は、 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に カゝ かわらず、 当該年度に おける る 最初 \mathcal{O} 保険 料 \mathcal{O} 納 期 O캪

日 か ら起算して二年を経過 した日以後であつても、 当該年度における最初の 保険 料 \mathcal{O} 納期 O翌 日 カン ら起

算して調整に必要と認められる期間に相当する期間を経過する日まですることができる。

第百十三条の二第 項 中 「被保険者若しくは」 を 「被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、 被保

険者若しくは」に改める。

第九条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中 保保 険 医 療機 関 又は 保険薬局 を 「保険医療機関等 に、 「に被保険者証 を提

出して、 そのものについて」を「から、 電子資格 確認 (保険医 療機関等から療養を受けようとする者又は

る法 律 平 成 +应 年 法 律 第 百 五十三号)第二十二条第 項に規 定す る利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 を 1 う。

を送信 する方法 によ り、 被保 険者 \mathcal{O} 資格 に · 係 る情 報 保保 険 於給付 に 係 る費用 \mathcal{O} 請 求 に 必 要な情況 報 を含む。

又は \mathcal{O} 照会を行い、 組 合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問 電子 情報処理組織を使用する方法その他の情 報 通 信 \mathcal{O} 技術を利用する方法によ 看 護事業者に提供 し、 り、 当 該 保 市 町 険 村 医

療 機 関 等 文は 指定訪問 間 看護事 業者 か ら被保険者であることの確 認を受けることをいう。 以下同 Ü そ 0

他厚生 一労働 省令で定 8 る方法 (以 下 「電子 <u>;</u> 資 格 確 認 等 _ という。 によ り、 被保 険者で あることの 確 認 を

受け、 第 項 \mathcal{O} 給 付 を に改 め、 同 頂ただし 書中 「被保 除者 証を提出すること」 を 「当該 確 認 を受け るこ

と」に改める。

第四十条第 項中 「保険医療機関若しくは保険薬局 (以下「保険医療機関等」という。) 」を「保険医

療機関等」に改める。

第五十四条第二項中 「被保険者証を提出しない」を「電子資格確認等により被保険者であることの確認

を受けない」に、 「被保険者証を提出しなかつた」 を 「当該確認を受けなかつた」に改める。

第五 十四条の二第三項中 「ときは」 の 下 に 一、 厚生労働省令で定めるところにより」を加え、 「に被保

険者証 を提出 して、 その ŧ のについ て を 「から、 電子資格確認等により、 被保険者であることの 確 認 を

受け、当該指定訪問看護を」に改める。

第五 一十四条の三第四 頃中 「被保険者資格証明書を提出しない」を「電子資格確認等により被保険者であ

ることの確認を受けない」に、 「被保険者資格証明書を提出しなかつた」 を 「当該確認を受けなかつた」

に改める。

第八十二条第二項中 「第十六条第二項の情報」 を 「第十六条第一 項に規定する医療保険等関連情報」 に

改める。

第八十五条の次に次の二条を加える。

(業務運営の基本理念)

第八十五条の二 連合会は、 診療報酬請求書の審査における公正性及び中立性 の確保並びに診療報酬 請求

書情 報等の分析等 (次条第三項に規定する業務をいう。 を通じた国民の保健医療の 向 上及び福祉 の増

進、 情 報 通信の技術の活用による業務運営の効率化の推進並 びに業務運営における透明性 0 確保に努め

るとともに、 医療保 険 制度 の安定的 か 0)効率的, な 運営に資するよう、 支払基金と有機的 12 連 携しつつ、

診 療 報酬 \mathcal{O} 適 正 な 請 求に資する支援そ \overline{O} 他 \mathcal{O} 取 組 を行うよう努め なけ れ ば なら な

(業務)

第八十五条の三 連合会は、 第四 十五条第五項 (第五十二条第六項、 第五 十二条の二第三項、 第五十三条

第三項及び第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。) の規定により市町村及び組合 から

委託 を受けて行う療養の給付に 要する費用並びに入院時食事 療養費、 入院時生活療養費、 保険 外併 用 療

養費及び 訪 間 看護 療 養 費 \mathcal{O} 請求 に 関 する審査及び支払 \mathcal{O} 業務を行う。

2 連合会は 前項 に 規定す る業 務 \tilde{O} ほ か、 国 民 健 康 保 険 事 業 \mathcal{O} 円 滑 な運営に資するため、 次に 掲げ る業

務を行うことができる。

第五十八条第三項の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う同条第一項の保険給付及び同

条第二項の傷病手当金の支払の事務

第六十四条第三項の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う第三者に対する損害賠償金の

徴収又は収納の事務

三 前二号の業務に附帯する業務

か、 国民

兀 前三号に掲げる もの \mathcal{O} ほ 健康保険事業の円滑な運営に資する事 業

3

連合会は

前二項に規定する業務

 \mathcal{O}

ほ

か、

診療

報酬

請求

書及び

特定

健康

診

査等

(高

齢者

の医

層の

確保

に関する法律第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。 に関する記録に係る情報その

他 の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、 整理及び分析並びにその結果の活用の

促進に関する事務を行うことができる。

4 連合会は、 この法律及び他の法令の規定により連合会が行うこととされている業務のほ か、 当該業務

 \mathcal{O} 遂行に支障 のな 7 範 囲 内 に お 1 て、 次に 掲げる業務を行うことができる。

国 都道 府県、 市 町 村、 法人その他 \mathcal{O} 団体の委託を受けて行う保健、 医療及び福祉に関する業務

二 前号の業務に附帯する業務

第百四条中 情 報 の提供」の下に 保健事業等の実施状況の分析及び評価」 を加える。

第百十一条の次に次の二条を加える。

(被保険者記号・番号等の利用制限等)

第百十一条の二 厚生労働大臣 都道府県、 市町村、 組合、 保険医療機関等、 指定訪問看護事業者その他

 \mathcal{O} 玉 民 健 康 保険事業 業又は当 該 事 業に関す 連す る事 務 \mathcal{O} 遂 行 \mathcal{O} た め被保険 者 記号 番号等 (保 険 者 番号 (厚

生労 働 大臣 が 国民 健 康 保 険 事 業に お *(*) て市 町 村 又は 組合を識 別 するため の番号として、 市 町 村 又は 組 合

ごとに定めるものをいう。) 及び被保険者記号・番号 市 町 村又は組合が 被保険者の資格 を管理するた

め の記号、 番号その他の符号として、被保険者ごとに定めるものをいう。 をいう。 以下この条に お 1

て同 じ。) を利用する者として厚生労働省令で定める者 (以下この条において 「厚生労働大臣等」とい

う。) は、 当該事業 業又は事務の 遂行 \mathcal{O} ため 必要が、 ある場合を除き、 何人に対しても、 その者又はその者

以 外 の者に係 る被保 険 者 記 号 番号等を告知することを求 めてはならな

2 厚 生労働 大 八臣等 以外の 者 は、 国民 健 康 保険 事 業又は当該事 · 業 に 関連す る事 務 の遂行 のため 被保険者記

号 番号等の 利用 が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、 何人に対しても、 その者

又はその者以外の者に係る被保険者記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何 人も、 次に掲げる場合を除き、 その者が業として行う行為に関し、 その者に対し売買、貸借、 雇用

る者又はその者と契約 の締結をした者に対し、 当該者又は当該者以外の者に係る被保険者記号・番号等

(以下この項において「契約」という。) の申込みをしようとする者若しくは申込みをす

その他の契約

を告知することを求めてはならない。

厚生労働大臣等が、 第 一項に規定する場合に、 被保険者記号・番号等を告知することを求めるとき。

厚生労働大臣等以外の者が、 前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、 被保険者記号・番号等

を告知することを求めるとき。

4 何人も、 次に掲げる場合を除き、 業として、 被保険者記号・番号等の記録されたデータベース (その

者以外の者に係る被保険者記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それら の情報を電子 計 算機を用

1 て検索することができるように体系的 に構 成 L たものをいう。)であつて、 当該デー タベ ス 12 · 記 録

された情 報 が 他に提供されることが予定されているもの (以下この項において「提供データベース」と

いう。)を構成してはならない。

- 厚生労働大臣等が、 第一項に規定する場合に、 提供データベースを構成するとき。
- 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、 提供データベースを

構成するとき。

- 5 厚生労働大臣は、 前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、 当該行為をした者が更に反
- 復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、 当該行為をした者に対し、 当
- 該行為を中止することを勧告し、 又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずる

ことを勧告することができる。

6 限を定めて、 厚生労働大臣は、 当該勧告に従うべきことを命ずることができる。 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、

期

(報告及び検査)

- 第百十一 条の三 厚生労働大臣は、 前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めると
- きは、 その必要と認められる範囲内において、 同条第三項若しくは第四 項 の規定に違反して ると 認め
- るに足りる相当の理由がある者に対し、 必要な事項に関し報告を求め、 又は当該職員に当該者の事務所

若しくは事業所に立ち入つて質問させ、 若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十五条の二第二項の規定は、 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による質問又は検査につい て、 同条第三項の規定は、 前

項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第百 [十三条の三第 項第二号中 「徴収」 の 下 に $\overline{}$ 第八十二条第一 項の規定による保健事業の実施」 を

加え、同条の次に次の一条を加える。

(関係者の連携及び協力)

第百十三条 \mathcal{O} 兀 国 都道府県、 市町村及び組合並びに保険医療機関等その他の関係者は、 電子資格確認

 \mathcal{O} 仕組みの導入その他手続における情 報通信の技術の 利用の推進により、 医療保険各法等 (高 齢者 \mathcal{O} 医

療 の確保に 関する法律第七条第一 項に規定する医療保険各法及び高齢者 \mathcal{O} 医 療 の確保に関する法律 をい

う。 \mathcal{O} 規 定により行 わ れ る事 務が円滑 に 実施されるよう、 相互に連携を図 [りながら協力するものとす

る。

第百二十一条の次に次の一条を加える。

第百二十一条の二 第百十一条の二第六項の規定による命令に違反した者は、 一年以下の懲役又は五十万

円以下の罰金に処する。

第百二十二条の次に次の一条を加える。

第百二十二条の二 正当な理由なしに第百十一条の三第一項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽 の報

告をし、 又は 同 項の規定による当該職員 の質問 に対して、 正当な理由なしに答弁せず、 若しくは虚 偽 \mathcal{O}

答弁をし、 若 しくは 正当な理 由 なしに 同 項 \mathcal{O} 規定による検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避した者は、 三

十万円以下の罰金に処する。

第百二十三条の次に次の一条を加える。

第百二十三条の二 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条に

お いて「人格のない 社団等」という。) を含む。 以下この項において同じ。) の代表者 (人格 のな 7 社

寸 等 の管理人を含む。) 又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他 の従業者が、 その法・ 人又は 人の業

務に関 して、 第百二十一 条 の二又は第百二十二条の二の違 反行為をしたときは、 行為者を罰 す るほ か、

その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人 格 のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、 その代表者又は管理人がその訴訟行為

につき当該人格のない社団等を代表するほか、 法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する

法律の規定を準用する。

地 域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正)

第十条 地域 における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 (平成元年法律第六十四号) *(*) 部

を次のように改正する。

第四章 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補

を 第五章 雑則(第三十三条)

目次中

第五章

罰則

(第二十四条)

「第四章

雑則

(第二十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十六条)

助業務(第二十三条—第三十二条)

に改める。

第五 章中第二十四条を第三十五条とし、 同条の前に次の一条を加える。

第三十四条 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第二十九条第一項の規定により報告を求められて、

これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避した

ときは、五十万円以下の罰金に処する。

本則に次の一条を加える。

第三十六条 支払基金の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の過料に処する。

第四章の 規定 により厚生労働大臣 の認可又は承認を受けなければならない場合において、 その認 可

又は承認を受けなかったとき。

第三十一条第三項の規定に違反して医療情報化支援基金に係る余裕金を運用したとき。

第五章を第六章とする。

第四章中第二十三条を第三十三条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四 章 社会保険診療報酬支払基金 $\overline{\mathcal{O}}$ 医療機関等情報化補 莇 業務

(支払基金の業務)

第二十三条 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)は、 社会保険診療報酬支払基金法

(昭和二十三年法律第百二十九号) 第十五条に規定する業務のほか、 第一条に規定する目的を達成する

ため、次に掲げる業務を行う。

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所若しく

は薬局 又は同法第八十八条第一 項に規定する指定訪問看護事業者 (以 下 「医療機関等」という。) が

行う地は 域におい て効率が 的 か .. つ 質 の高 1 医 療提供体 制を構築するための医 .療機関等の提供する医療に係

る情報化の促進に要する費用を補助する業務

一 前号に掲げる業務に附帯する業務

(業務方法書)

第二十四条 支払基金は、 前条各号に掲げる業務 (以下「医療機関等情報化補助業務」という。) に関し

当該業務 \mathcal{O} 開 始 前に、 業務方法書を作成し、 厚生労働大臣 の認可を受けなければならない。 これを変

更するときも、同様とする。

2 前 項 の業務方法書に記載すべき事項は、 厚生労働省令で定める。

(区分経理)

第二十五条 支払基金は、 医療機関等情 報化補助業務に係る経理については、 その他の業務に係る経理と

区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

(予算等の認可)

第二十六条 支払基金 金は、 医療機器 関等情 報化補助業務に関し、 毎事業年度、 予算、 事業計画及び資金計画

を作成 当該事業 年 度 の開 始前に、 厚生労働大臣 \mathcal{O} 認 可を受けなけ ればなら ない。 これを変更すると

きも、同様とする。

(財務諸表等)

第二十七条 支払基金は、 医療機関等情報化補助業務に関し、 毎事業年度、 財産目録、 貸借対照表及び損

益計算書 (以下この条にお いて 「財務諸表」という。) を作成し、 当該事業年度の終了後三月以内 に に 厚

生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 支払基 金 は 前 項 0 規定 によ り 財務諸 表を厚生労働大臣 に提出するときは、 厚生労働省令で定めると

ころにより、 これに当該 事 業年 -度の事 業報告書及び予算 の区分に従い作成した決算報告書並 立びに財政 務諸

表及び決算報告書に関する監事 の意見書を添付しなければならない。

3 支払基金は、 第一 項の 規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、 遅滞. なく、 財務諸.

表又はその

要旨 を官報に公告し、 カゝ つ、 財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、 決算報告書及び監 事 Ō

意見書を、 主たる事務所に備えて置き、 厚生労働省令で定める期間、 般の閲覧に供しなければならな

\ \ \ \

(業務の委託)

第二十八条 支払基金 金 は、 厚生労働大臣 0) 認可を受けて、 医療機関等情 三報化補E 助業務 0 部を国 民健康保

険法 (昭和三十三年法律第百九十二号) 第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その 他厚

生労働省令で定める者に委託することができる。

(報告の徴収等)

第二十九条 厚生労 働大臣は、 支払基金又は前条 の規定による委託を受けた者 (以 下 「受託者」 という。

につい て、 医療 機 関 等 情 報 化 補 助 業 務 に 関 L 必 要が あると認めるときは、 その業務又は 財 産 \mathcal{O} 状 況に

関する報告をさせ、 又は当 該 職 員に実 地 にその状況を検査させることができる。 ただし、 受託 者に対し

ては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定による検査を行う場合においては、 当該職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 かつ、

関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 一項の規定による権限は、 犯罪捜査 のために認められたものと解釈してはならない。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

第三十条 医 療 機関等情報 化補助 業務 は、 社会保証 険診療報酬支払基金法第三十二条第二項の規定の適用に

ついては、同法第十五条に規定する業務とみなす。

(医療情報化支援基金)

第三十一条 支払基金は、 医療機関等情報化補助業務に要する費用に充てるために医療情報化支援基金を

設け、 第五 項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 医 療情 報化支援基金の 運 用によって生じた利子その他の収入金は、 医療情報化支援基金に充てるもの

とする。

3 支払基 金は、 次の方法によるほ か、 医療情報化支援基金に係る余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

- 二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関 (金融機関 の信託業務の 兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第四十三号
- 第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。) ~ の金銭信託で元本補塡 0 契約 がある も の
- 4 厚生労働大臣 は 前項 第 一号又は第二号の指定をしようとするときは、 あらかじ め、 財務大臣に協議

しなければならない。

5 政 府 は、 予 **弹** 0) 範 囲 一内において、 支払基金に対し、 医療情報化支援基金に充てる資金を補 助すること

ができる。

- 6 前項の規定により政府が交付する補助金の財源については、 社会保障の安定財源の確保等を図る税制
- \mathcal{O} 拔本的、 な改革を行うため の消費税法 0) 部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収 入を

もって充てるものとする。

(厚生労働省令への委任)

この 法 律 に定め るも \mathcal{O} 0 ほ か、 医療機関等情報化補助業務に係る支払基金の財務及び会計に

関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十一条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号中「行う」の下に「電子資格確認 (同法第三条第十三項に規定する電子資格確認をい

う。)の実施に必要な費用その他」を加える。

(介護保険法の一部改正)

第十二条 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) の一部を次のように改正する。

第百十五 条 \mathcal{O} 四十五十 中 -第五7 項を第九項とし、 第四 項の 次に次の 兀 「項を加 える。

5 市 町村は、 地域支援事業を行うに当たっては、 高齢者保健 事業 (高齢者の医療の確保に関する法律第

百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業をいう。以下この条及び第百十七条第三項第六号にお いて

同じ。)を行う後期高齢者医療広域連合 (同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。

以下この条におい て同じ。) との 連携を図るとともに、 高齢者 $\overline{\mathcal{O}}$ 身体的、 精神的 及び社会的 な特性を踏

まえ、 地 域支援事 業を効果的 かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細 かなものとするため、 高 齢 者

保健 事 業及 び)国民: 健 康保 険法第八十二条第三項に 規定する高 齢 者の 心 身 の特性 に応じた事業 (第百 十七

条第三項第六号において 「国民健康保険保健事業」という。)と一体的に実施するよう努めるものとす

6 市 町 対は、 前項の規定により地域支援事業を行うに当たって必要があると認めるときは、 他の市町村

及 び 後期 高 一歸者医 療広域連合に対し、 被保険者に係る保健医 療 がサー Ľ, ス若しくは福祉 サー ピ スに関 する

項に 規 定する健 康 診 查若 しくは 保健指導 導に 関す Ź 記 録 \mathcal{O} 写 し若 しくは 同 法 第十八条第 項 E 規 定す る特

情

報

高

齢

者

 \mathcal{O}

医

療

 \mathcal{O}

確

保に関する法律

 \mathcal{O}

規定による療養に関する情

報若しく

は

同

法

第百二十五条

第

定 健 康 診 査 若 しく は 特定保持 健 指 導に関 する記録 録 0 写し 文は 玉 民 健 康保 険 法 .. (T) 規 定による療 養 に 関 す る情

報そ 0) 他 地 域支援 事業を効果的 か 0)効率 的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるも

のの提供を求めることができる。

7 前 項 \mathcal{O} 規定によ り、 情 報 又は 記録 の写しの提供を求められ た市町村及び後期 高 齢者医療広 域 連合は、

厚生労働 省令で定めるところによ り、 当該 情 報 又 は 記 録 の 写 しを提供 L な け れ ば なら な

8 市 町 村 は 第 五. 項 \mathcal{O} 規定 によ り 地 域支援 事 業 を実施するため、 前 項 \mathcal{O} 規 定 に より 提 供を受け た情 報 又

は 記 録 0 写 L に 加 え、 自ら が 保有する当該 被保 険 者に 係 る保 健 医 療サ] ピ こ ス 若 しく は 福 祉 サ ピ ス に 関

する情報、 高 齢者 の医 療 の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健

指導に関する記録又は国民健康保険法の規定による療養に関する情報を併せて活用することができる。

第百十七条第三項第六号中「支援に関する事項」 の 下 に 地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健

康保険保健事業の一体的な実施に関する事項」を加える。

第百十八条の二第一 項 中 「情報」 の 下 に 「(以下「介護保険等関連情報」 という。)」 を加え、 同条第

二項 中 前 項に 規定す んる調点 査及び分析に必要な情 報 を 「介護保険等関連 情報」 に改 め、 同 条第三項中

第一 項に規定 ず る調 査 及び 分析に必要な情 報 を 「介護保険等関 連情 報 に改め る。

第百十八条の二の次に次の九条を加える。

、国民の保健医療の向上及び福祉 の増 進 のための匿名介護保険等関連情報の利用又は提供)

第百十八条の三 厚生労働大臣は、 国民 の保健医療 の向上及び福祉の増進に資するため、 匿名介護保険等

関 |連情 報 (介護保 険 等関連情報に係る特定の 被保 険者その他 (T) 厚生労働省令で定め る者 (次条にお いて

本人」という。 を識し 別すること及びその 作 成 に用 1 る介護に 保 険等! 関 連 情 報を復元することができな

ようにするために厚生労働省令で定め る基準 に 従 1 加 エし た介護保 険 等関 連情 報をいう。 以 下 同 ľ

を利用し、 又は厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる者であって、 匿名介護保険等

関 |連情| 報 の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該

各号に定めるものを行うものに提供することができる。

国の他 の行政機関及び地方公共団体 保険給付に係る保健医療サー ビス及び福祉サービスに関する

施策、 要介護状態等となることの予防又は要介護状態等 の軽減若しく は 悪化 \mathcal{O} 防 止 一のため 0 施策 並び

12 地域 E お ける自 した日常生活 の支援 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 施 策 \mathcal{O} 企 画 及 び立案に関 す る調 査

大学そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 研 究機 関 玉 民 0 健 康 \mathcal{O} 、保持増減 進 及びその 有する能 力の 維 持 向 上並 びに介護保険事業

に関する研究

民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 介護分野の調査研究に関する分析その他の厚生労働

省令で定める業務 (特定 の商 品又は役務の広告又は宣伝に利 用するために行うものを除く。

2 厚生労働大臣 は 前項 \mathcal{O} 規定による利 用 又は提供 を行う場合に は、 当該 匿 名 介護 保険等関連情報を高

齢 者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確 保 に 関 ずす る 法律 第十六条 0 二第 項 に規定す る匿 名医 療 保 険 (等関 連 情 報 そ 0) 他 \mathcal{O} 厚 生労

働省令で定めるものと連結して利用し、 又は連結して利用することができる状態で提供することができ

る。

3 厚生労働大臣は、 第一 項の規定により匿名介護保険等関連情報を提供しようとする場合には、 あらか

じめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

(照合等の禁止)

第百十八条の 兀 前条第一 項の規定により匿名介護保険等関連情報の提供を受け、 これを利用する者 以

下 置 名介護保険等関連情 :報利! .用者」という。) は、 匿名介護保険等関連情報を取 ŋ 扱うに当たっては

当該匿 名介護保険等関 連情 報 \mathcal{O} 作成 に · 用 7 られ た介護保険等関 連情 設報に係る る 本人を識 別するため に、

当該介護保険等関連情 報 から削除された記述等(文書、 図 画若しくは電 磁 的 記録 (電 磁的 方式 (電子的

方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。) で作られる記 録 を

いう。 に記載され、 若しくは記録され、 又は音声、 動作その他の方法を用いて表された一 切 の事 項を

いう。 若しくは匿名介護保険等関連 情報 の作成に 用 ζ\ 5 れ た 加 工 の方法に関する情報を取得し、 又は

当該匿名介 護保険等 関 連情 報 を他 の情 報と照合 てはならな

(消去)

第百十八条の五 匿名介護保険等関連情報利用者は、 提供を受けた匿名介護保険等関連情報を利用する必

要がなくなったときは、 遅滞なく、 当該匿名介護保険等関連情報を消去しなければならない。

(安全管理措置)

第百十八条の六 匿名介護保険等関連情 報利用者は、 匿名介護保険等関連情報 の漏えい、 滅失又は毀損の

防 近上そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 当該1 匿 名介護保険等関連情 報 0 安全管理のために必要か つ適切なものとして厚生労働省令

で定める措置を講じなければならない。

(利用者の義務)

第百十八条の七 匿名介護保険等関連情 報利用者又は匿名介護保険等関連情報利用者であった者は、 匿名

介護保険等関連情報の 利用に関して知り得た匿名介護保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、

又は不当な目的に利用してはならない。

(立入検査等)

第百 1十八条 \mathcal{O} 八 厚生労働大臣 は、 こ の 章 Ď 規定 の施 行 に必要な限 度に お 7 て、 匿 名介護保 険等関 連 情 報

利 用 者 (国 \mathcal{O} 他 0) 行 政 機 関を除く。 以下こ の 項及 び 次条におい て同 ľ, に 対 し報告若 しく は 帳 簿 書 類

の提出若しくは提示を命じ、 又は当該職員に匿名介護保険等関連情 報利用者に対して質問させ、 若しく

は匿名介護保険等関連情報利用者の事務所その他匿名介護保険等関連情報の利用に関係のある場所に立

ち入り、 その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、 同条第四項の規定は前項の規定

による権限について、それぞれ準用する。

(是正命令)

第百十八条の九 厚生労働大臣は、 匿名介護保険等関連情報利用者が第百十八条の四から第百十八条の七

までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、 当該違反を是正するため必要な措置をとる

べきことを命ずることができる。

(支払基金等への委託)

第百十八条の十 厚生労働大臣は、 第百十八条の二第一項に規定する調査及び分析並びに第百十八条の三

第 項の規定による利用又は提供に係 る事 務の全部又は 一部を社会保険診療報酬支払基 金法 (昭和二十

三年法律第百二十九号) による社会保険診 療報 酬支払基金 (以 下 「支払基金」という。)又は連合会そ

0 他厚生労働省令で定める者(次条において 「支払基金等」という。)に委託することができる。

(手数料)

第百十八条の十一 匿名介護保険等関連情報利用者は、 実費を勘案して政令で定める額の手数料を国 **(前**

条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が第百十八条の三第一 項の規定による匿

名介護保険等関連情 報の 提 一供に係る事務の全部を行う場合にあっては、 支払基金等) に納 めなけ ればな

らない。

2 厚生労働 大臣は、 前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他 (T) 国民 の保健医療 の向 上及び福

祉 の増進 のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、 政令で定めるところ

により、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第 項の規定により支払基金等に納められた手数料は、 支払基金等の収入とする。

第百二十五条第一項中 「社会保険診療報酬支払基 一金法 (昭 和二十三年法律第百二十九号) による社会保

険診 療報酬支払基金 (以 下 「支払基金」という。)」 を 「支払基金」 に改める。

第百六十六条第三項中 「各事務所」を「主たる事務所」 に改める。

第二百五条の二の次に次の一条を加える。

第二百五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処

し、又はこれを併科する。

第百十八条の七の規定に違反して、 匿名介護保険等関連情報の利用に関して知り得た匿名介護保険

等関連 情報 の内 容をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に利用 した者

二 第百十八条の九の規定による命令に違反した者

第二百六条の二に次の一号を加える。

兀 第百十八条の八第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、 若しくは虚

偽 の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、 又は同項の規定による質問に対して答弁

をせず、 若しくは虚偽の答弁をし、 若しくは同項の規定による検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避した

とき。

第二百十条の次に次の一条を加える。

第二百十条の二 第二百五条 の三の 罪は、 日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第十三条 介護保険法の一部を次のように改正する。

第百十八条の三第二項中 「匿名介護保険等関連情報を」 の下に「健康保険法第百五十条の二第一 項に規

定する匿名診療等関連情報 及び」 を加える。

船 員保険法 の — 部改正)

第十四 条 船 員 保 険法 (昭 和 + 四年法律第七十三号) の 一 部を次のように改正する。

目 次 中 「第百 五. + 六 条 を 第 百 五. 十 五 条の二」 に 改 8 る。

第二

条

第二

項中

「 全

国

健

康

保険

協会」

の下に

「(以下

「協会」

という。

を加

え、

同

条第

九

項中

次

に掲げる者」の下に ・「で、 日本国 内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その 他 \mathcal{O} 日 本 玉

内に住所を有 しない が 渡航目的その他の事 情を考慮して日本国内に生活 の基礎があると認めら れ るも のと

て 厚生労働 省令で定めるも \mathcal{O} を加い え、 同 項ただし書中 「ある者」の下 にこ 「そ の他この法 律 \mathcal{O} 適 用 を除

外すべ き特 別 \mathcal{O} 理 由 が ある者として厚生労 働 省令で定め る者」を加え、 同 条に 次 の三 項 へを加い え る。

10 \mathcal{O} 法 律 に お 1 て 「 保 険者番号」 とは、 厚生労働 大臣が 船員保険 事 業 に お いて保証 険者を識 別 するため

 \mathcal{O} 番号とし て定め る Ł \mathcal{O} を いう。

11 この法律において 「被保険者等記号・番号」とは、 協会が被保険者又は被扶養者の資格を管理するた

8 (T) 記号、 番号その他の符号として、 被保険者又は被扶養者ごとに定めるものをいう。

12 ک の法律におい て 「電子資格 確認」 とは、 保険 医 療 機関 (健康保険法第六十三条第三項第一 号に規定

す る保険 医 |療機関 をいう。 以下同じ。 若しくは保険 薬局 同 号に規定する保険薬局をいう。 以 下 同じ

か 5 療 養を受けようとする者又は指 定 訪 間 看 護 事 業者 同 法第八十八条第 項に 規定する 指定 訪 間

看 護 事 業者 を 1 う。 以下同じ。 カゝ 5 指 定 訪 間 看 護 同 項 に 規定する指 定 訪 問 看 護 を 1 う。 以 下 同

を受けようとする者が、 協会に . 対 Ļ 個 人番 号 力] F **行** 政 手 続 に お け る特 定 \mathcal{O} 個 人を 識 別する ため

 \mathcal{O} 番号の 利 用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第七 項に規定する個 人番 号力 K

をいう。 に 記 録 され た利用者証 明用 電子証明書 (電子署名等に係る地方公共団 体情報シ ステ ム 機 構 \mathcal{O}

認 証 業務 に 関する 法律 (平成十四年法 律第百五十三号) 第二十二条第 項に 規定す の利用は 者 証 明 用 電 子

証 明 引書をいる う。 を送信 する方法に ょ り、 被保 険 者又 八は被扶 養者の資 格 に 係 る情に 報 保 険 給 付 に係 る費

用 \mathcal{O} 請 求 に . 必 要なご 情 報 を含 む。 \mathcal{O} 照会を行 \<u>'</u> 電子 , 情 報 処 理 組 織 を 使 用 ず る方法で そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 情 報 通 信 \mathcal{O}

技 術 を利 用 する方法 に より、 協 会 カン ら回答を受け て当 該 情 報 を当 該 保 険 医 療 機 関若 Ž は 保 険 薬 局 又 は

指定 訪 問 看 護事業者に提供し、 当該保険医 療機関若しくは保険薬局又は指定訪 間 看 護 事業者 カ 5 が被保険

者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

第四条第一項中 「健康保険法による全国健康保険協会(以下「」及び「」という。)」 を削る。

第四十七条第二項中 _ (健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。 以下同じ

を削り り、 同 法第六十四条」 を 「健康保険法第六十四条」 に改め、 同 条第三項中 (健 康 保険 法第

六十三条第三項第一号に規定する保険 薬局 をい う。 以下同じ。 及び (同法第八十八条第 項に規定

する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)」を削る。

第四十九条第二項中「 (健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。 以下同じ。

を削る。

第五十三条第六項中「ものから」 の下に、、 電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法 (以 下 「電

子資 格 確認等」 という。 により、 被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、 同 項第

号から第五号までに掲げる給付を」を加える。

第六十一条第一項中 以下この 条に お いて同じ」 を削 り、 「から」の下に 電子資格 確 認等 に ょ り

被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、」 を加え、 同条第四項中 「被保険者又は被

保険者であった者に対し」を 「被保険者又は被保険者であった者 (特定長期入院被保険者等を除く。 以 下

この条において同じ。)に対し」に改める。

第六十二条第一項中「から」の下に 電子資格確認等により、 被保険者又は被保険者であった者であ

ることの確認を受け、」を加える。

第六十三条第一項中 「から」の下に 電子資格確認等により、 被保険者又は被保険者であっ た者 こであ

ることの確認を受け」を加える。

第六十五条第三項中「から」の下に「、 電子資格確認等により、 被保険者又は被保険者であった者であ

ることの確認を受け、当該指定訪問看護を」を加える。

第百十一条第二項中 「第十六条第二項の情報」 を 「第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報」 に

改める。

第百四十三条の次に次の二条を加える。

(被保険者等記号・番号等の利用制限等)

第百四十三条の二 厚生労働大臣、 協会、 保険医療機関等、 指定訪問看護事業者その他の船員保険事業又

は当該事業に関連する事務 の遂行のため保険者番号及び被保険者等記号・番号(以下この条において

被保険者等記号・番号等」という。) を利用する者として厚生労働省令で定める者 (以下この条にお 1

7 厚生労働大臣等」という。)は、 当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、 何人に 対

っても、 その者又はその者以外 の者に係 る被保険者等記号・ 番号等を告知することを求め て は なら な

2 厚生労働 大 (臣等) 以 外 \mathcal{O} 者 たは、 船員保証 険 事 業又は当該 事 業 に関連 する事 務 0 遂 行 \mathcal{O} た 8 被 保 険 者等 記 号

番 号等 0 利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除 き、 何 人に対しても、 その 者又

はその者以 外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何 人も、 次に掲げる場合を除き、 その者が業として行う行為に関し、 その者に対し売買、 貸借、 雇用

その 他 の契約 (以下この 項において 「契約」という。) の申込みをしようとする者若しくは 申込みをす

る者 又はその者と契約 \mathcal{O} 締 結をした者に対 Ļ 当該 者又は当該者以外の者に係る被保険者等記 · 号 • 番号

等を告知することを求めてはならない。

厚生労働大臣等が、 第一項に規定する場合に、 被保険者等記号・番号等を告知することを求めると

き。

厚生労働大臣等以外の者が、 前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、 被保険者等記号・番号

等を告知することを求めるとき。

4 何人も、 次に掲げる場合を除き、 業として、 被保険者等記号・番号等の記録されたデータベース (そ

の者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を含む情報の集合物であって、 それら の情報を電 子計算機

を用 いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。) であって、 当該デー タベ スに

記録された情報が他に提供されることが予定されているもの (以下この項において 「提供データベ] ス

」という。)を構成してはならない。

厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

厚生労働大臣等以外の者が、 第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、 提供データベースを

構成するとき。

5 厚生労働 大臣は、 前二項の規定に違反する行為が行われた場合にお いて、 当該行為をした者が 更に反

復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、 当該行為をした者に対 当

該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずる

ことを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、 期

限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第百四十三条の三 厚生労働大臣 は、 前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認める

ときは、 その 必要と認めら れ る範囲内にお いて、 同条第三項若しくは第 匹 項 \mathcal{O} 規定に違反してい ると認

めるに足りる相当の理由がある者に対し、 必要な事項に関し報告を求め、 又は当該職員に当該者の 事務

所若 しくは 事業所に立ち入って質問させ、 若しくは帳簿書類その他 の物件を検査させることができる。

2 第四 十九条第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 は前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による質問又は検査について、 同条第四項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 は 前 項 Ó 規定

による権限について、それぞれ準用する。

第百 五. 十三条の +· 第 項第三号中 「第四 章 0 規定による保 険給付の支給」 の 下 に 一、 第五章の規定によ

る保健 事 業及 Ţ 福祉: · 事 業の実施」 を加え、 同条の次に次の一条を加える。

(関係者の連携及び協力)

第百五十三条の十一 国 協会及び保険医療機関等その 他の関係者は、 電子資格確認の仕組みの導入その

他手続における情報通信 の技術の利用の推進により、 医療保険各法等 (高齢者 の医 療の 確 保に関する法

律第七条第 項に規定する医療保険各法及び高齢者の 医療 0 確保に関する法律をいう。 の規定により

行わ れ る事 務が円滑 に実施されるよう、 相互に連携を図 [りなが ら協力するものとする。

第九章中第百五十六条の前に次の一条を加える。

第百 五. 十五 条 の 二 第百四十三条 の 二 第六項の 規定による命令に違反した者は、 年以下の懲役又は五十

万円以下の罰金に処する。

第百五十八条を次のように改める。

第百五十八条 次の各号のい ずれ かに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四 十九条第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に により、 報告を命ぜられ、 正当な理由がなくてこれに従わず、 又は 同 .項の

規定に よ る当該 職 員 \mathcal{O} 質 間 に対して、 正当な理 由 がなくて答弁をせず、 若しくは 虚 偽 の答 弁 をし た者

正当な 理由 「がなくて第百四十三条の三第 項 0 規定による報告をせず、 若しくは 虚 偽 \mathcal{O} 報告を

又は同 項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、 若しくは虚偽 の答

弁をし、 若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避した者

第百六十条第一項中「関して」の下に「、 第百五十五条の二」 を、 「第百五十六条」の下に 第百五

十八条第二号」を加える。

国 民年金法 の一部改正)

第十五条 玉 民 年 金法 (昭和三十四 (年法律第百四十一号) の一部を次のように改正 止する。

して厚生労働省令で定める者」を加え、 第七条第一 項第一号中 「できる者」 の 下 に 同項第三号中 「その他この 「の配偶者」 法律 \mathcal{O} 適用を除外すべ の下に「(日本国内に住所を有する者 き特 莂 \mathcal{O} 理 由 がある者と

又は .外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して

日 本 国 「内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者に限る。)」 を、 「である者

の 下 に 「その他この法律の適用を除外すべき特別 0 理由がある者として厚生労働省令で定める者」を加

える。

第八条第三号中 「できる者」の下に「その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚

生労働省令で定める者」を加える。

第九条中「いずれかに該当するに至つたとき」の下に「(第四号については、 厚生年金保険法に基づく

老齢 [給付等を受けることができる者となつたときに限る。)」を加え、 同条第四号中「できる者」の下に

「その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」を加える。

附則

(施行期日)

第 一条 この 法 律は、 平成三十二年四月一日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に

定める日から施行する。

第三条中高齢者 の医 療 の確保に関する法律第百六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規

定、 第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正 規定及び 同法第十六条第 項

 \mathcal{O} 改 正規定並 びに第八条中国 民 健 康保険法第八十八条第 一項及び第二項並 びに第百十条の二の 改正 規定

同 条 に 項を加え える改一 正 規定並びに同法第百十三条の二第一項の改正 規定並びに附則第三条、 第六条

及び第十六条の規定 公布の日

二 第十条の規定 平成三十一年十月一日

三 第一 条の 規定 (健康保険法第三条第七項の改正規定を除く。 第四句 条の規定、 第六条の規定 (第一

号に掲げる改正規定を除く。 第九条中国民健康保険法第八十二条第二項の改正 規定、 同法第八 十五

条の 次に二条を加える改正 規定及び同 法第百四条 の改正に 規定、 第十二条の 規定 (第五号に掲げ る改 正 規

定

並

びに介護保険法

第百

十五

条

 \mathcal{O}

四十

五.

中第

五項を第九項とし、

第四

項

 \mathcal{O}

次に

兀

|項を

加

える

改

正

規

定及

び 同 法 第 百 +-七条第三項第六号 \mathcal{O} 改 正 規定を除 < 並 び に第十 匹 条中 船 員 保 険法第百 + 条第二 項 \mathcal{O}

改正 規定 並 びに附っ 則 第七条中 私立学校 教 職 員 兵共済法 (昭 和二十八 年法 律 第二百 四十五号) 第二十六 条第

三項 の 改 Ē 一規定、 附則第二 八条中 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号) 第九十八条第

項 の改 Ē 規定、 附則第九条中地方公務員等共済組 合法 (昭 和三十七年法律第百五十二号) 第百十二条

第三 項 0 改 正 規定 及び附記 則第十 -四条 \mathcal{O} 規定 平成三十二年十月 日

匹 第二条 \mathcal{O} 規 定 (第六号に 掲げ る改一 Ē 規定を除く。 第五 条 \mathcal{O} 規定 (次号及び第六号に掲 げ る改 正 規

定を除 第九 条 O規 定 (前号に掲 げ る改 正 規定を除 <_ 第十一 条 O規定及び第十 匹 条 \mathcal{O} 規 定

(船 員保険 法 第二 条 第九 項 \mathcal{O} 改 正 規定 及び 前号に 掲げ る改正規定を除く。 並 び に 附]則第七 条 \mathcal{O} 規 定 $\overline{}$

私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。 附則第八条の規定

国 |家公務員共済組合法第二条第一項第二号及び第四十条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規

定を除く。) 及び 附則第九条の規定 (地方公務員等共済組合法第二条第一項第二号及び第四十三条第三

項 $\hat{\phi}$ 改正 規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。) 公布の日から起算して二年を超えない範囲内に

おいて政令で定める日

五. 第 五. 条 中 高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確保に関する法律第百四十五条第三項の改正 一規定、 第七 条の規定及び第十二

条中介護 保 | 険法第 百 六十六条第三 項 \mathcal{O} 改正規定並びに附則第四条、 第五 条、 第十二条及び第十五 条 の規

定 平成三十三年四月一日

六 第二条中健康保険法第百 五十条の二第二項の改正規定及び同項を同条第三項とし同条第一項の次に一

項を加える改正規定、 第五 条中 -高齢者 の医療の確保に関する法律第十六条の二第二項の改正 規定並びに

第十三条の規定 平成三十四年四月一日

(検討)

第二条 政府 は、 この法律の施行後三年を目途として、 この 法律 (前条各号に掲げる規定にあっては、 当該

各規定。 附則第十五条及び第十六条において同じ。)による改正後のそれぞれの法律 (以下この条にお 7

7 改 正後の各法律」という。 の施行 の状況、 医療 \mathcal{O} 質の向上に資するための情 報 0 活用 の状況、 個人

番号カード (行政手続における特 定の個・ 人を識別するための番号の 利用等に関する法律 (平成二十五 年法

律第二十七号) 第二条第七項に規定する個 人番号カー K をいう。) の普及の状況その 他社会経済の 情 報化

 \mathcal{O} 進 展状況等を勘案 Ļ 必要が あ ると認めるときは 改正後の各法 律 \mathcal{O} 規定につい て検討を加え、 その結

果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確 保 に関す る法 律 \mathcal{O} 部 改 正 に伴う経過措 置

第三条 第三条 \mathcal{O} 規定による改正 後の 高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確 保に関する法律第百六十条の二第二 |項の規定は、

平

成二十七年四 月一日 以後に納 期 (高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確保に関する法律又は同法に基づく条例の規定により保

険料 を納付し、 又は 納 入すべ き期 限をい V) 当該 納 期後に保険料を課することができることとなった場合

に あ シ つ て は、 当 |該保 険 料を課することができることとなった日とする。 が到来する保険料に つい て適用

する。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置

第四条 社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金 (次条において 「基金」という。)

の従たる事務所又はその出張所の幹事であった者に係る第七条の規定による改正前の同法 (次条にお いて

旧 |基金法」という。) 第二十条の規定による職務上知得した秘密を故なく漏らしてはならない義務につ

1 ては、 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日 (次条において「第五号施行日」という。) 以後 ŧ

なお従前の例による。

第五 条 第五 号施 行 日 前 に旧基金法第十三条第三項に規定する権限に基づき、 基金 の従たる事 務所又はその

出 .張 所 の業務 に 関 して当該 事 務所又はその 出 張 所 0 幹事 長が した行為は、 第五号施行 日 以後に お 1 . T は、

理 事 ・長又は第七条の規定による改正後の社会保険診 療報酬支払基金法第十二条の規定により同条に規定す

る代理人として選任された理事若しくは職員がした行為とみなす。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第八条の り規定に による改一 Ī 後 \mathcal{O} 国 民 健 康保険法第百十条の二第二項の規定は、 平成二十七年四 月 日

以 後 12 納 期 **国** 民 健 康 保険法又は 同 法 に基づく条例 の規定により保 険料、 を納 付付 Ļ 又は 納 入すべ き期 限 を

1 当 該 納 期後に 保険料を課することができることとなった場合にあっては、 当該保険料を課すること

ができることとなった日とする。)が到来する保険料について適用する。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第七条 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

目次中 「第四十五条」 を 「第四十四条」に、 「第四十六条」を「第四十五条」に、 「第五十二条」を「

第五十五条」に改める。

第二十五条中 「第二条第一項第二号(イ、 口及びハ以外の部分に限る。)、」 を削り、 同条の表第二条

第一 項第二号(イ、 ロ及びハ以外の部分に限る。) の項中 「イ、 口及びハ以外の部分に限る。 を削

り、 「組合員」を「(短期給付」に、 「加入者(私立学校教職員共済法」を「(私立学校教職員共済法」

に改め、「同じ。)」の下に「(短期給付」を加える。

第二十六条第三項中「第十六条第二項の情報」を 「第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報」に

改める。

第四十三条から第四十五条までを削り、 第八章中第四十二条の次に次のように加える。

第四十三条及び第四十四条 削除

第九章中第四十六条の前に次の一条を加える。

(加入者等記号・番号等の利用制限等)

第四 十五条 文部? 科学大臣、 事 業 団 保 険 医 療機関等 (第二十五条において準用する国家公務員共済組合

法

第

五.

十五

一条第一

項に規定する保険

医

療

機関等を

いう。

第四

十七七

之 条

 \mathcal{O}

兀

にお

いて同じ。

指定

訪

間

看

護 事 業者 (第二十 五. 条に お V) て準 甪 す る 同 法第 五. 十六条 の二第 項に 規 定する指定 訪 問 看 護 事 業者 を

う。 次 条 第二 一項及 び 第三項 に お 1 て 同 Ü そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 短 期 給 付 及 び 退 職 等 车 金 給 付 \mathcal{O} 事 業 並 び に 福 祉 事

業又 はこれ 5 (T) 事 業 に 関 連 す Ź 事 務 \mathcal{O} 遂 行 \mathcal{O} ため 加 入者等 記 号 番号等 (保 険 者 番 号 文 部 科 学大 臣 が

健 康保 険法第三条第十一 項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。 及び 加入者 ·等記号 番

号 事 業団 が加入者又は被扶養者 の資格を管理するための記号、 番号その他の符号として、 加入者又は

被 扶養者ごとに定め るも 0) をいう。 をいう。 以下この 条にお į١ て同じ。 を利用する者として文 部 科

学省令で定め る者 (以下この条に お 1 7 「文部 科学大臣等」という。) は、 これ 5 \mathcal{O} 事 業 又 は 事 務 \mathcal{O} 遂

行 \mathcal{O} た 8) 必 要が あ る場合を除 き、 何 人に 対 L っても、 その者又はその者以外 \mathcal{O} 者 に係 活る加 入者 等記 番

号等を告知することを求めてはならない。

2 文 部 科学大臣等以外の者は、 短期給付及び退職等年金給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に

場合を除き、 関連する事務の遂行のため加入者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として文部科学省令で定める 何人に対しても、 その者又はその者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知すること

を求

めてはならな

3 その る者又はその者と契約の締結をした者に対し、 何 他 人も、 この契約 次に掲げる場合を除き、 (以下この項において その者が業として行う行為に関し、 「契約」という。) 当該者又は当該者以外の者に係る加入者等記 の申込みをしようとする者若しくは申込みをす その者に対し売買、 貸借、 号 番号等 雇用

文部科学大臣等以外の者が、 文部科学大臣等が、 第一項に規定する場合に、加入者等記号・番号等を告知することを求めるとき。 前項に規定する文部科学省令で定める場合に、 加入者等記号・番号等

を告知することを求めるとき。

を告知することを求めてはならない。

4 者以外の者に係る加入者等記号・番号等を含む情 1 て検索することができるように体系的に構成したものをいう。)であつて、 何 人も、 次に掲げる場合を除き、 業として、 加入者等記号・ 報の集合物であつて、 番号等 の 記 それらの情報を電子 録されたデータベ 当該データベ ース ースに記録 計算機を用 (その

された情 報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」と

いう。)を構成してはならない。

文部科学大臣等が、 第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

文部科学大臣等以外の者が、 第二項に規定する文部科学省令で定める場合に、 提供データベースを

構成するとき。

5 文部科学大臣は、 前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、 当該行為をした者が更に反

復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、 当該行為をした者に対し、 当

該行為を中止することを勧告し、 又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずる

ことを勧告することができる。

6 文部科学大臣は、 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、 その者に対し、

期

限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

第四十六条第二項中「(第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十六条の二第一項に規

定する指定訪問看護事業者をいう。以下この条において同じ。)」を削り、 同条に次の三項を加える。

4 文部科学大臣は、 前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、 その必

要と認められる範囲内において、 同条第三項若しくは第四項 の規定に違反していると認めるに足りる相

当 の 理由 が ある者に対し、 必要な事項に関し報告を求め、 又は当該職員をして当該者の事務所若しくは

事 業 所に立ち入つて質問 Ļ 若しくは帳 簿書類その 他の 物件を検査させることができる。

5 当 該 職 員 は 前 項 \mathcal{O} 規定により質問 又は検査をする場合には、 その身分を示す証票を携帯 Ļ 関係人

にこれを提示しなければならない。

6 第四項の質問又は検査 一の権限 は、 犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十七条の三第一項第三号中 「支給」の下に「、第二十六条第一項及び第二項に規定する福祉事業の

実施」を加える。

第四 十七 条 \mathcal{O} 四を第四十七条の 五とし、 第四十七条の三の次に次の一 条を加える。

(関係者の連携及び協力)

第四 十 七 条 O兀 国 事 業 団及び 保険医療機関等その他の 関 係者は、 電子資格 確 認 (第二十五条に お いて

潍 ·用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項に規定する電子資格確認をいう。)の仕組みの導入そ

 \mathcal{O} 他手続における情報通信 の技術の利用の推進により、 医療保険各法等 (高齢者の 医 療 \mathcal{O} 確 保に関する

法 !律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高 齢者の 医 療 の確保に関する法律をいう。 \mathcal{O} 規定によ

り行 わ れ る事務が円滑に実施されるよう、 相互に連携を図りながら協力するものとする。

第五 十二条中 「第四 1十七条 \mathcal{O} 匹 を 「第四十七条の五」 に改め、 同条を第五十五条とし、 第五十一条を

第五十四条とする。

第五十条の次に次の三条を加える。

第五 十 一条 第四 干 五条第六項の 規定による命令に違反した者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰

金に処する。

第五十二条 正当な理由がなく、 第四十六条第四 項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽 の報告をし、

又 は 同 項 \bigcirc 規定による当該職員 \mathcal{O}) 質問 に対して、 答弁をせず、 若しくは 虚 偽 の答弁をし、 若しくは同 項

 \mathcal{O} 規定 に ょ る検 査を拒み、 妨げ、 若 しくは忌避した者は、 三十万円以 下 \mathcal{O} 罰 金 に処する。

第五 十三条 法 人 法 人でな い社 寸 又は 財 対団で代表 表者又は管理 人の 定めが あ る ŧ O(以下この条に お 1 7

「人格のない社団等」という。)を含む。 以下この項において同じ。)の代表者 (人格のない 社団等の

管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務に関

して、 前二条の違反行為をしたときは、 行為者を罰するほか、 その法人又は人に対しても、 各本条の罰

金刑を科する。

2 人 格 \mathcal{O} な V) 社団等について前項の規定 んの適用が がある場合には、 その代表者又は管理人がその訴 L 訟 行 為

につき当 該 人格 \mathcal{O} な い 社団等を代表するほ か、 法人を被告人又は被疑者とする場合の 刑事 訴 訟に関 する

法律の規定を準用する。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第八条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中 「という。) _ の下に「その他 |健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第三条第

七項ただし書に 規定する特 別 0 理 由 が あ る者に準じて財務省令で定める者」を、 「維持する」の下に -

 \mathcal{O} で あ つて、 日 本国 内 に住所を有するも 0 又は外国に おいて留学をする学生その他 0 日 本国内 に 住 所 を有

L な 1 が 渡 航 目 的 その 他 !の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして財務省令

で定める」を加える。

第四十条第三項中「(大正十一年法律第七十号)」を削る。

利 請 定訪 療機 受けることをいう。 証 るた に \mathcal{O} 療養を受けようとする者又 闬 · 提 求 認 F 第五 明 め す 書 関等 間 供 に をいう。) 証 る方法 必要な情報を含む。 をいう。 業務に関する法律 0 看護を受けようとする者が、 十五条第一項中 番 (次に掲げる医療機関又は薬局をいう。 当 号 12 該 \mathcal{O} 利 保険 より、 に記録された利用 を送信する方法により、 用等 以下同じ。 医 療 組 に関する法 「次に掲げる医療機関又は薬局 機 合 (平成十四年法律第百五十三号) 第二十二条第一 から回 は第五 関 等又 の照会を行 人は当該は 十六条 答を受け 者証明用 律 その他財務省令で定める方法 組 平 合に V) 指 成二十五年 の二第一 て当該 定 . 対 電子証明書 組合員又は被扶養者 訪 電子 Ļ 間 項に規定する指定訪 以下同じ。 看 情 情 個 護事 報 報処 法律第二十七号) 人番号力 を当該 から」を (電子署名等に係る地方公共団体情報 業者 理組 か 保 織を使用する方法そ] 5 F カン 険 の資格に係 「財務省令で定めるところにより、 (以下「電子資格確認等」という。 5 医 組 (行政) 療機 合員又は 第二条第七 問 電子資格 手 関等又は当該 看 :る情: 項に規定する利用 続 護 被扶 に 事業 お 報 確 項に \mathcal{O} け 者 認 養者であることの (短 る特 他 か (保険医 指 規定する 期 5 \mathcal{O} 給付 情 定 定 同 訪 項 報 \mathcal{O} 問 に 者 シ る 個 E 療 通 ステ 看 信 係 証 個 規定する指 機 人 を 関 る費 人番 護 明 \mathcal{O} 識 等 保険医 用 確 事 技 A によ 用 ラカ 業者 術 電 機 か 認 別 を を 子 構 す 5 \mathcal{O}

り、組合員であることの確認を受け、その給付を」に改める。

第五十五条の三第一項中 __ 以下この条において同じ」を削り、 「により」の下に「、財務省令で定め

るところにより」を、 「から」の下に 電子資格確認等により、 組合員であることの確認を受け、」を

加え、 同条第三項中 「組合員が」 を「組合員 (特定長期入院組合員を除く。 以下この条において同じ。

が」に改める。

第五十五 条 \mathcal{O} 四第 項 中 「により」 の 下 に 財務省令で定めるところにより」を、 「から」 の 下 に

電子資格確認等により、 組合員であることの確認を受け、」を加える。

第五十五条の五第一項中 「第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局 (以下「保険医療機関等」

という。)から」を 「財務省令で定めるところにより、 保険医療機関等から、 電子資格確認等により、 組

合員であることの確認を受け、」に改める。

第五 一十六条の二第 項 中 「により」の下に 財務省令で定めるところにより」を、 「から」 の 下 に

電子資格 確 認等に より、 組合員であることの確認を受け、 」を加える。

第五十七条第七項中「第五十五条の三第六項」を「第五十五条第一項、 第五十五条の三第六項」に改め

「規定は、」の下に「被扶養者の療養及び」を加える。

第五十七条の三第三項中 「第五十六条の二第三項」を 「第五十六条の二第一項及び第三項」に改める。

第九十八条第二項中「第十六条第二項の情報」 を 「第十六条第一 項に規定する医療保険等関連情報」に

改める。

第百十二条の次に次の一条を加える。

(組合員等記号・番号等の利用制限等)

第百十二条の二 財務 大臣、 組合、 連合会、 保険医療機関等、 指定訪問看護事業者その他の短期給付及び

長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・ 番号等(

保険者番号 (財務大臣が健康保険法第三条第十一 項に規定する保険者番号に準じて定めるも Ō をいう。

及び組合員等記号・ 番号 (組 合が組み 合員又は被 扶 養者 の資格を管理するため 0) 記号、 番号その 他 の符

号として、 組 合員又は 被扶養者ごとに定め るも \mathcal{O} をい . う。 をい う。 以下この 条に お 1 て 同 ľ を利

用する者とし して財 務 省令で定め る者 (以下この 条 に おいて 「財務大臣等」 という。) は、 これ 5 0 事 業

又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、 何人に対しても、 その者又はその者以外の者に係る組 合

員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 務 人に対しても、 の遂行のため組合員等記号・番号等の利用が特に必要な場合として財務省令で定める場合を除き、 財務大臣等以外の者は、 その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはなら 短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事 何

ない。

3 その を告知することを求めてはならない。 る者又はその者と契約の締結をした者に対し、 何 他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをす 人も、 次に掲げる場合を除き、 その者が業として行う行為に関し、 当該者又は当該者以外の者に係る組合員等記号・番号等 その者に対し売買、 貸借、 雇用

財務大臣等が、 第一 項に規定する場合に、 組合員等記号・番号等を告知することを求めるとき。

財務大臣等以外 O者 が、 前項に規定する財務省令で定める場合に、 組合員等記号・ 番号等を告知す

ることを求めるとき。

4 何人も、 次に掲げる場合を除き、 業として、組合員等記号・番号等の記録されたデータベース (その

者以外の者に係る組合員等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用 された情報が他に提供されることが予定されているもの 1 て検索することができるように体系的に構成したものをいう。)であつて、 (以下この項において「提供データベース」 当該データベ] スに記録 ك

いう。 を構成してはならない。

財務大臣等が、 第 項に規定する場合に、 提供データベースを構成するとき。

財務大臣等以外 の者が、 第二項に規定する財務省令で定める場合に、 提供データベ] スを構成する

とき。

5 財務大臣は、 前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、 当該行為をした者が更に反復し

てこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、 当該行為をした者に対し、 当該行

為を中止することを勧告し、 又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずること

を勧告することができる。

6 財 務大臣 は、 前 項 (T) 規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、 その者に対し、 期限を

定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

第百十四条の二第一項第三号中「支給」の下に「、 第九十八条第一項に規定する福祉事業の実施」 を加

え、同条の次に次の一条を加える。

(関係者の連携及び協力)

第百十四条の三 国 組合及び保険医療機関等その他の関係者は、 電子資格確認の仕組みの導入その他手

続に お け うる情報で 通 信 \mathcal{O} 技 術 の利 用 の推 進により、 医 療保険 各法等 (高 齢 者 \bar{O} 医 療 \mathcal{O} 確 保 に関 ける法 律第

七 之 条 第一 項に 規定す る医療保険各法 及び 高 i 齢者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確 保に . 関 する法律をいう。 \mathcal{O} 規定により行わ

れる事務が 円滑に実施されるよう、 相互に連携を図りながら協力するものとする。

第百十七条第四項中 「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、 同項を同条第五項とし、 同条第三項

中 前 二項」 を 「前三項」に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第二項の次に次の一 項を加える。

3 財 務大臣 は、 第百十二条 の二第五項及び 第六項 \mathcal{O} 規定による措置 に関 L 心必要が、 あると認めるときは、

その 必 要と認 められ ,る範 囲 内 12 お 1 て、 同条第三項若しく は 第四 項 \mathcal{O} 規 定に違反してい ると認め るに足

り Ś 相 \mathcal{O} 理 由 が あ る者 に 対し、 必要な 事 項に関 し報告を求 め、 又は 当 該 職員をして当該者 \mathcal{O} 事 務 所若

は事業所に立ち入つて質問し、 若しくは帳簿書類その他 !の物件を検査させることができる。

第百二十七条の二の次に次の一条を加える。

第百二十七条の三 第百十二条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万

円以下の罰金に処する。

第百二十八条を次のように改める。

第百二十八条 次の各号のいずれ かに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百十六条第二

項又は第三項の規定に違反して、

報告をせず、

若しくは虚偽の

報告をし、

又は監査

正当な理由がなく第百十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又は同項

 \mathcal{O} 規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、 若しくは虚偽の答弁をし、 若しくは正当な理

由 が なく同 「項の規定による検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避した者

第百二十八条の次に次の一条を加える。

第百二十八条の二 法人(法人でない社団 又は財団で代表者又は管理人の定めが あるもの (以下この条に

おいて「人格のない社団等」という。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者 (人格のない社

寸 等 の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業

務に関して、 第百二十七条の三又は前条第二号の違反行為をしたときは、 行為者を罰するほ か、 その法

人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人 格 \mathcal{O} な **(**) 社団等につい て前 項 \hat{O} 規 定 \mathcal{O} 適用 が ある場合には、 その代表者又は管理人がその訴 L 訟 行 為

に つき当 該 人格 \mathcal{O} な 1 社 団等を代表す るほ か、 法 人を被告人又は被疑者とする場合の 刑事 訴 訟に関 する

法律の規定を準用する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第九条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第二条第一 項第二号中 「という。 _ の 下 に 「その 他 健康保証 険法 (大正十一年法律第七十号) 第三条第

七 項ただし書 E 規定する特 別 0 理 由 が あ る者に準じて主務省令で定める者」を、 「維持する」の 下に -

 \mathcal{O} で あ つて、 日 本国 内 に住 所を有するも 0 又は外国 に おいて留学をする学生その他 0 日 本 国 内 に 住 所 を有

L な 1 が 渡 航 目 的 そ \mathcal{O} 他 0 事情を考慮して日本国内に生活 の基礎があると認められるものとして主務省令

で定める」を加える。

第四十三条第三項中「(大正十一年法律第七十号)」を削る。

利 請 るため 定訪 療機 受けることをいう。 に 証 \mathcal{O} 療養を受けようとする者又は第五 闬 · 提 求 認 F 明 第五十七条第一項中「次に掲げる医療機関又は薬局 書 す 関等 供 間 に をいう。) 証 る方法に 必要な情報を含む。 をいう。 業務に関する法律 0 看護を受けようとする者が、 番 (次に掲げる医療機関又は薬局をいう。 当 号 該 \mathcal{O} 利用等 より、 保険 に記録された利用 を送信する方法により、 以下同じ。 医 療機 組 に関する法 合 (平成十四年法律第百五十三号) 第二十二条第一 関 から回答を受け 等又 の照会を行 人は当該は その他主務省令で定める方法 律 者証明用電子証明書 十八条の二第一 組 平 合に 指 V) 成二十五年 定訪 . 対 て当該 組合員又は被扶養者 電子 Ļ 間 情 項に規定する指定訪問 個 以下同じ。 看 情 護事 報処 報を当該 法律第二十七号) 人番号力 から」を (電子署名等に係る地方公共団体情 業者 理組織を使用する方法そ か 保] カゝ 5 F 険 の資格に係 「主務省令で定めるところにより、 (以下「電子資格確認等」という。 5 医 組 (行政) 療機 合員又は 第二条第七 電子資格 手 関等又は当該 看 る情に 項に規定する利用 続 護 被扶 に 事業 お 報 確 項に \mathcal{O} け 者 認 養者であることの (短 る特 他 か (保険医 !規定す! 指 期 5 \mathcal{O} 給付 定 定 情 同 訪 報 項 報 \mathcal{O} 問 に 者 シ る 個 E 療 通 係 ステ 看 信 証 個 規定する指 機 人 を識 関 る費 人番 護 明 \mathcal{O} 等 保険医 用 確 事 技 A によ 用 電子 ラカ 業者 術 機 か 認 別 を を 0 構 す 5

り、組合員であることの確認を受け、その給付を」に改める。

第五十七条の三第一項中 _0 以下この条において同じ」を削り、 「により」の下に「、主務省令で定め

るところにより」を、 「から」の下に「、 電子資格確認等により、 組合員であることの確認を受け、」を

加え、 同条第三項中 「組合員が」 を「組合員 (特定長期入院組合員を除く。 以下この条において同じ。

が」に改める。

第五十七 条の 四第 項 中 「により」 の 下 に 「、主務省令で定めるところにより」を、 「から」 の 下 に

電子資格確認等により、 組合員であることの確認を受け、」を加える。

第五十七条の五第一項中 「第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局 (以下「保険医療機関等」

という。)から」を「主務省令で定めるところにより、 保険医療機関等から、 電子資格確認等により、 組

合員であることの確認を受け、」に改める。

第五 一十八条の二第 項 中 「により」の下に 主務省令で定めるところにより」を、 「から」 の 下 に

電子資格 確 認等に より、 組合員であることの確認を受け、 」を加える。

第五十九条第七項中「第五十七条の三第六項」を「第五十七条第一項、 第五十七条の三第六項」に改め

「規定は、」の下に「被扶養者の療養及び」を加える。

第五十九条の三第三項中 「第五十八条の二第三項」を 「第五十八条の二第一項及び第三項」に改める。

第百十二条第三項中 「第十六条第二項の情報」を 「第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報」に

改める。

第百四十四条の二十四の次に次の一条を加える。

(組合員等記号・番号等の利用制限等)

第百四十四条の二十四の二 主務大臣、 組合、 市町村連合会、 地方公務員共済組合連合会、 保険医療機関

指定訪問看護事業者その他の短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事 業に関連

する事務の遂行のため組合員等記号・番号等 (保険者番号 (主務大臣が健康保険法第三条第 十一項に 規

定する保険者番号に準じて定め るものをいう。)及び 組合員等記号· 番号 (組 合が 組合員又は被扶 養者

 \mathcal{O} 資 格 を管理 するため \mathcal{O} 記号、 番号その他の符号として、 組合員又は被扶養者ごとに定め る ŧ \mathcal{O} を いう

を いう。 以下こ 0 条に おいて同じ。) を利用する者として主務省令で定める者 (以下この 条に お 7

て 「主務大臣等」という。)は、これらの事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、 何人に対

ても、 その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 務 の遂行のため組合員等記号・番号等の利用が特に必要な場合として主務省令で定める場合を除き、 主務大臣等以外の者は、 短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事 何

その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはなら

ない。 何 人も、 次に掲げる場合を除き、 その者が業として行う行為に関し、 その者に対し売買、 貸借、 雇用

3

人に対しても、

その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをす る者又はその者と契約の締結をした者に対し、 当該者又は当該者以外の者に係る組合員等記号・番号等

を告知することを求めてはならない。

主務大臣等が、 第一項に規定する場合に、 組合員等記号・番号等を告知することを求めるとき。

主務大臣等以外 \mathcal{O} 者 が、 前項に規定する主務省令で定める場合に、 組合員等記号・ 番号等を告知す

ることを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、組合員等記号・番号等の記録されたデータベース (その

された情報が他に提供されることが予定されているもの 者以外の者に係る組合員等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用 1 て検索することができるように体系的に構成したものをいう。)であつて、 (以下この項において「提供データベース」 当該データベ] スに記録 논

いう。 を構成してはならない。

主務大臣等が、

第

項に規定する場合に、

提供データベースを構成するとき。

主務大臣等以外 の者が、 第二項に規定する主務省令で定める場合に、 提供データベ ースを構成する

とき。

5 てこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、 主務大臣は、 前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、 当該行為をした者に対し、 当該行為をした者が更に反復し 当該行

為を中止することを勧告し、 又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずること

を勧告することができる。

6 定めて、 主務大臣 当該勧告に従うべきことを命ずることができる。 は、 前 項 (T) 規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、 その者に対し、 期限を

第百四十四条の二十八第四項中 「又は第二項」を「から第三項まで」 に改め、 同項を同条第五項とし、

同条第三項中 「前二項」を 「前三項」に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第二項の次に次の一 項を加え

る。

3 認める 第百四十四条の三十三第一項第三号中 務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、 るときは、 主務大臣は、 るに足り その必要と認められ つる相談 第百 当 () () 四十四条の二十四 理 由 が ある者に対 る範囲内 |の二第| 「支給」の下に į に お 若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 必要な į, 五項及び第六項の規定による措置に関し必要が て、 事 同 条第三項若 項に関し 第百十二条第一項及び第百十二条の二第一項 報告を求 しくは め、 第四 又は 項 0 当 規定に違反 該 職 員に 当 し あると認め 該 てい ると \mathcal{O} 事

(関係者の連携及び協力)

に規定する福

祉

事業

 \mathcal{O}

寒施」

を加え、

同条の次に次の一条を加える。

第百 法 \mathcal{O} 四十 !律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。 他 手 続 匹 に 条 の三十 お ける情 兀 報 通 国 信 \mathcal{O} 組合及び保 技 術 \mathcal{O} 利 険医 用 0 推進 療機関等その に より、 他 医療 の関係者は、 保険 各法等 電子 (高 · 資格· 齢 者 \mathcal{O} 確 認 医 の仕 療 \mathcal{O} 確 組 の規定によ 保 4 Ď に 導 関 する 入そ

り行われる事務が円滑に実施されるよう、 相互に連携を図りながら協力するものとする。

第百四十六条の二の次に次の一条を加える。

第百四十六条の三 第百四十四条の二十四の二第六項の規定による命令に違反した者は、 一年以下の懲役

又は五十万円以下の罰金に処する。

第百四十七条を次のように改める。

第百四十七 条 次の各号の 1 ずれ かに該当する者は、 三十万円以下の罰 金に処する。

第百四十四条の二十七第二項又は第四 項の規定に違反して、 報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし

又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

正当な 理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽 の報告をし

又は 同 項 の規定による質問 に対して正当な理 由 が なく答弁せず、 若しくは虚 偽 の答弁をし、 若しく

は 正当な 理 由 が なく同 項 0 規定による検査を拒 み、 妨げ、 若しくは忌避した者

第百四十七条の次に次の一条を加える。

第百四十七条の二 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条に

お いて「人格のない社団等」という。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社

団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業

務に関して、 第百四十六条の三又は前条第二号の違反行為をしたときは、 行為者を罰するほ か、 その法

人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格 \mathcal{O} な 7 社団等について前 項 \hat{O} 規 定 \mathcal{O})適用が. ある場合には、 その代表者又は管理人がその訴 訟 行為

につき当該 人格 0) な 1 社団 等を代表するほか、 法人を被告人又は被疑者とする場合の 刑事 訴 訟に関する

法律の規定を準用する。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録 免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別 表第三の 八の項 \mathcal{O} 第三 欄の第二号中 「第三項」を「第七項」 に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十一 条 住 民基本台 帳 法 (昭 和 四十二年法律第八十一号) の一部を次のように改正する。

別表第二の五の二十五の項及び別表第四の四の二十五の項中 「保健事業」 を 「高齢者保健事業若しくは

同条第五項の事業」 に改める。

(特定 B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正)

第十二条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百二十六

号) の一部を次のように改正する。

第三十条第三 一項中 「各事 務 所 を 「主たる事務所」 に改める。

(行政手続に

おける特定の

個

人を

識

別するため

 \mathcal{O}

番号の

利用等に

関する法律の一

部改正

(平成二十五年法律第

第十三条 行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する法律

二十七号)の一 部を次のように改正する。

別 表第一 の 五 十九九 の項中 「保健事業」 を 「同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五

項の 事業」 に改 める。

(厚生労働 省設 置法 0) 部改正)

第十四 条 厚生 上労働省: 設置法 (平成十一年法律第九十七号) の一部を次のように改 正する。

第七条第一項第四号中 (昭和十四年法律第七十三号)」の下に「、 高齢者の医療の確保に関する法律

(昭和五十七年法律第八十号)」を加える。

第十四条中「(昭和五十七年法律第八十号)」を削る。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合

におけるこの法律の 施行後にした行為に対する罰 則の 適用については、 なお従前 の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置 (罰則に関する経過措置

を含む。)は、政令で定める。

理由

給付 組 みの 医 \mathcal{O} 療保険制 費用 創設及びその適 \mathcal{O} 度の 状況等に関する情 適正 切 かつ効率的な運営を図るため、 が実施 報 のために医 \mathcal{O} 連結解 析及び提供に関する仕 療機関等 支援を行う医 保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕 . 組 療情 みの 創 報化支援基金 設、 広域 連合及び市 $\overline{\mathcal{O}}$ 創 設、 医療 町 村 によ 及び り高 介 護

齢 者 \mathcal{O} 保 健 事 業と介護予 防 を 体的 に実施 れする枠組 組 4 \mathcal{O} 構 築、 被扶 養 者 0 要件 \mathcal{O} 適 正 化 社会保 険 診 療 報 酬

支払基4 金 に おける従たる 事 務 所 の廃 止 等 \mathcal{O} 措 置を講ずる必要が ある。 これ が、 この 法律案を提 出 す る理 由 で

ある。